

表 紙

(主要先進国における破産手続等のICT(IT)化に関する調査研究報告書)

**主要先進国における破産手続等の
ICT（IT）化に関する調査研究報告書**

令和4年3月

公益社団法人商事法務研究会

主要先進国における破産手続等の
ICT（IT）化に関する調査研究報告書

執筆分担

イギリス

杉山 悦子（すぎやま えつこ） 一橋大学大学院法学研究科教授

ドイツ

青木 哲（あおき さとし） 神戸大学大学院法学研究科教授

フランス

垣内 秀介（かきうち しゅうすけ） 東京大学大学院法学政治学研究科教授

* 所属等は調査実施当時のもの

目 次

イギリス	1
I. はじめに	1
1. 政府の情報・サービス及び民事訴訟手続の IT 化	1
2. イギリスにおける倒産手続の概要	2
II. 電子的な申立てや文書の提出	3
1. オンラインによる申立て	3
2. 費用の支払い	4
3. 債権届出	4
III. 送達や通知の電子化	4
1. 文書の電子的な方法による通知・交付	4
2. ウェブサイトを用いた交付	5
3. 文書の送達について (Service of document)	6
4. その他	6
IV. 事件記録の電子化と閲覧謄写	7
1. 記録等の閲覧謄写の手続一般について	7
2. 電子的記録と閲覧	7
V. 債権者集会等における IT ツールの活用 (集会、投票)	8
1. 債権者集会等の遠隔参加	8
2. 電子投票	9
3. その他の場面における遠隔会議の利用	9
VI. 参考	9
1. CE-File について	9
2. ユーザー側から見た CE-File の使い方	10
VII. 参照条文	12
1. 1986 年倒産法	12
2. 2016 年倒産規則	13
3. 民事訴訟の実務通達 510	21
4. 倒産手続に関する実務通達	23
5. 倒産手続の実務通達を補う一時的な実務通達	25
ドイツ	27
1. ドイツの倒産手続の概要	27
(1) 倒産手続の開始	27
(2) 債権者集会	28
(3) 報告期日	28
(4) 倒産財団の管理・換価 (159 条)	28
(5) 債権の届出・調査・確定	28

(6) 配当	29
(7) 倒産手続の終結	29
2 裁判文書の電子的やりとり(elektronischer Rechtsverkehr)	29
3 送達の電子化	32
4 電子公告.....	34
5 事件記録の電子化	37
6 事件記録のオンライン閲覧.....	38
7 電子的債権者情報システム.....	39
8 電子的債権届出.....	41
9 債権表の電子的な情報処理.....	42
10 債権者集会のオンライン出席	43

フランス	45
. はじめに	45
. 裁判所制度、法源等	45
1. 裁判所制度.....	45
2. 手続法の主要な法源	46
3. 手続の種類等	47
. 一般の民事事件における IT 化の概況	47
1. 各種文書の伝達	47
(1) 概要	47
(2) 当事者から裁判所に対する申立て、提出等	48
(3) 当事者に対する通知、送達等	50
2. 事件記録の管理・閲覧等	51
(1) 事件記録の作成	51
(2) 判決等の裁判の電子的公開.....	51
(3) 裁判以外の事件記録の取扱い.....	52
3. 弁論におけるテレビ会議の使用	53
. フランスにおける倒産処理手続の概観	53
1. 企業の倒産手続	54
(1) 概要	54
(2) 倒産予防のための手続	54
(3) 狭義の裁判上の倒産処理手続.....	54
2. 消費者の倒産手続.....	57
. 倒産手続における IT 利用の状況.....	57
1. 開始申立て等	58
2. 債権の届出.....	60
3. 計画案に対する投票の方法	60
4. 事件記録の取扱い.....	60

イギリス

一橋大学 杉山悦子

1. はじめに

1. 政府の情報・サービス及び民事訴訟手続の IT 化

本報告書は、イギリス（イングランド・ウェールズ地方。以下、特に断りがない限り、両地方を指してイギリスと呼ぶ）における倒産手続の ICT（IT）化の一部を紹介するものである。

イギリスでは、2012 年から、政府の情報やサービスに対して、公衆が簡易、明確かつ迅速にアクセスできるように、デジタルサービスサイトが 1 つにまとめられ（www.gov.uk）、そのサイトから、各種行政サービス、司法サービスを提供する政府機関のウェブサイトへアクセスすることが可能となっている。司法に関する情報も、「犯罪、司法、法律（Crime, Justice and the Law）」のページにまとめられる。その中の「Courts, Sentencing and Tribunals」から裁判所に対する諸々の申立てに関する情報（法的扶助に関する申立ても含む）を得ることが可能となっているが、倒産手続に関しては、「ビジネスと自営業（Business and Self-employed）」のページの中の、「事業債務と破産（Business Debt and Bankruptcy）」から、倒産、債務整理手続についての情報にたどりつくことが可能となっている。

このような政府情報・サービスのデジタル化と並行して、コロナ禍以前より、民事訴訟手続については IT 化を進めるための様々なプロジェクトが進められてきていた。その一つが、民事訴訟の実務通達（Practice Direction（PD））51O の Electronic Working Pilot Scheme（電子処理テスト計画）である。これは、Her Majesty's Courts & Tribunals Service（HMCTS）が提供する電子処理システムを用いて、365 日 24 時間、通常の裁判所の開廷日以外や、土日、祝日においても、手続の発効（issue）や書類の提出（file）を可能にするテストを実施する計画である（PD51O para 2.1）。イギリスでは民事訴訟手続（Civil Procedure Rules（CPR））を改正するには議会の承認が必要となるために、IT 化のように細かな調整が必要となる事項については、テスト（Pilot）を行うための民事訴訟規則の改正を行い、それに基づき裁判所内で委員会を立ち上げ、一部の事件について短期間のテスト計画（Pilot Scheme）を実施する実務通達を作成し、その成果を踏まえながら、試行の範囲内で、システムの修正、変更を行うなどしてきた。この計画の期間は、2015 年 11 月 16 日から 2023 年 4 月 6 日までとされており¹、最初はロンドンの Rolls Building で導入され、その後、2019 年 1 月 1 日からは Central Office of the Queen's Bench Division at the Royal Courts of Justice、2 月 25 日からは Business and Property Courts（B & PCs）District Registries、10 月 7 日からは Senior Courts Costs Office、2021 年 7 月 19 日からは、District Registries of the Queen's Bench Division situated in Birmingham, Bristol, Leeds, Liverpool, Manchester, Newcastle and Cardiff（QB DRs）、2022 年 1 月 10 日からは Court of Appeal（the Civil Division）で開始する手

¹ プログラムの期間は実務通達の改正によって数回延長されてきた。

続でも導入されている (PD51O para 1.1(1)(b)(c))。

この電子処理は、The Insolvency (England and Wales) Rules 2016 (IR2016) の 1.46 条 (後述) における裁判所に対する文書の電子送信の方法としても認められている (PD51O para 1.1(2))。倒産手続においては、倒産手続に関する実務通達 (Practice Direction-Insolvency Proceedings (PDIP)) が、PD51O によって除外されない限り、PD51O とともに適用される。さらに、電子処理は、Rolls Building など、この実務通達が適用される裁判所における倒産手続にも適用される (PD51O para 2.2)。

なお、弁護士ら (legal representative) によって代理されているか否かにかかわらず、この電子処理システムを使うことは可能であるが、Rolls Building では 2017 年 10 月 1 日より、Central Office of the Queen's Bench Division については 2019 年 7 月 1 日より、B & PCs District Registries では 2019 年 4 月 30 日より、Costs Office では 2020 年 1 月 20 日より、QB DRs では 2021 年 10 月 18 日より、Court of Appeal では 2022 年 2 月 14 日から、代理人がいる場合にはこのシステムを利用することが義務付けられている (PD51O paras 2.2A ~ J)。

2. イギリスにおける倒産手続の概要²

イギリスにおいては、倒産手続は基本的に、1986 年の倒産法 (Insolvency Act 1986 (IA))³や 2016 年の倒産規則 (The Insolvency (England and Wales) Rules 2016 (IR)) で規定されている⁴。

これらによると、会社の場合には、債務猶予 (Moratorium)、会社任意整理 (Company Voluntary Arrangement)、会社管理 (Administration)、財産管理・レシーバーシップ (Receivership⁵)、清算 (Winding-up) といった手続が用意されている。清算には任意の手続として、構成員による任意清算 (Members' Voluntary Winding-up)、債権者による任意清算 (Creditors' Voluntary Winding-up) が、さらに強制的な手続として裁判所による清算 (Winding-up by the Court) がある。

自然人の場合には、債務救済命令 (Debt relief order)、個人任意整理 (Individual Voluntary Arrangement (IVA))、破産 (Bankruptcy) が用意されている。

以下では、倒産法及び倒産規則に規定されている手続のうち、特に自然人と法人の破産・清算手続を中心に、これらの法律や規則と関連する実務通達に現れている IT 化に関する規律の紹介をする。

² [Liquidation and insolvency - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/guidance/liquidation-and-insolvency)

用語については中島弘雅 = 田頭章一編『英米倒産法キーワード』の訳を参照。

³ 何度か改正はあり、例えば、2002 年の Enterprise Act、2000 年の Insolvency Act、2020 年の Corporate Insolvency and Government Act においても、アップデートがされている。

⁴ その他、2006 年の Company Act においては、Scheme of Arrangement の手続が整備されている。

⁵ ただし、現在では Administrative Receiver の選任は基本的に認められていない。

II . 電子的な申立てや文書の提出

1 . オンラインによる申立て

自然人に対する破産の申立ては、債務者、債権者及び個人任意整理が開始している場合には監督委員 (supervisor) が行うことができる。このうち、債務者が破産を申し立てる場合には、電子的な形式、つまりオンライン上で申立てを完成させ、審判人 (adjudicator) に対して電子的な方法で申立ての交付をしなければならないとされている (IR10.36 条 1 項)。具体的には、GOV.UK のサイトでアカウントを作成し、手数料として 680 ポンドを支払い、サイト上で申立てを完成させ、提出することになる⁶。代理人がない場合であってもオンラインによる申立てが必要であるが、通常の民事訴訟の場合と同様、代理人がない場合の申立てをサポートする機関である、Citizens Advice、Money Advice Online などを利用することも可能である。

オンラインによる破産の申立ては、審判人が電子的方法あるいはその他の方法で受領を承認した際に、申立てがされたものとされる (IR10.36 条 3 項)。ただし、電子フォームや交付のシステムに不具合やエラーがあった場合には、債務者が一定の期間、他の形式で申立てをすることについて審判人が同意をすれば、他の形式によって申立てをすることが認められている (同 4 項)。

オンラインによる申立ての際に電子メールアドレスを提供している場合には、審判人は債務者と合理的で現実的な範囲において、電子的な方法で通信をしなければならない (6 項)。また、申立て以外の文書についても、電子的な方法によって送付されることになる (7 項)。

債権者 (債権額 5 万ポンド以上の債権者) や監督委員が破産の申立てをする場合には、債務者がロンドンに居住して 5 万ポンド以上の債務を負っていたり、定住地を有しない場合には CE-file (後述) を用いて高等法院 (High Court) に申立てをすることができるが、それ以外の場合には債務者の居住地等を管轄する県裁判所 (County Court) 等に直接申立てをすることになる (IR10.11 条)⁷。債権者の申立てに対して債務者は、CE-file を通じて異議を申し立てることができる⁸。

会社の清算の申立てについても、Rolls Building などオンライン申立ての可能な裁判所の場合にはオンラインで申立てを行うことが可能である⁹。その場合には、弁護士などの代理人がいる場合には、代理人は電子処理システムを利用することが義務付けられている (PD510 para 2.2A)。

なお、コロナ禍において、イギリスで登記された会社について、倒産実務家は倒産に関連する文書を PDF の形式で電子メールによって送付することが可能となり、その後システム上 PDF をアップロードすることで提出することができる仕組みも作られた¹⁰。

⁶ <https://www.gov.uk/apply-for-bankruptcy>

債務救済命令 (Debt Relief Order) の申立ても電子的方法で行わなければならない (IR9.4 条)。

⁷ <https://www.gov.uk/apply-to-bankrupt-someone/apply>

⁸ <https://www.gov.uk/being-made-bankrupt/oppose-a-bankruptcy-petition>

⁹ <https://www.gov.uk/liquidate-your-company/apply-to-court>

¹⁰ <https://www.gov.uk/guidance/dear-insolvency-practitioner/29-covid-19>

倒産実務家は、Companies House Service (CHS) account に登録したうえで、PDF 形式で文書

2. 費用の支払い

なお、申立てにあたっては裁判所費用や管財官（Official Receiver）のデポジットといった手数料の支払いが必要となり、支払いが行われるまでは適法なものとして扱われない（PDIP para 9.3.1, 12.4.1）。そして、申立てから7日以内にデポジットが支払われなければ、申立ては却下される¹¹。支払いは小切手、デビットカード、クレジットカード（電話による支払い）で行うほか（PDIP para 9.3.3, 12.4.2）、オンラインで行うことも可能であるが（PD510 para 6.1(3)）、コロナ禍では、倒産実務家については、小切手による支払いよりも電子バンキングの利用が推奨されるようになっている¹²。倒産規則によってオンライン以外の支払いが求められる場合には、電子申立てをした場合にはその後7日以内に支払いを郵送、交付しなければならない（PD510 para 6.1(3)）。

3. 債権届出

倒産手続において債権回収を望む債権者は、官職保持者（Office Holder）¹³に債権を届け出て、その証拠を提出しなければならない（IR14.3条）。届出を電子的な方法で行うことができるとの明記はないが、官職保持者との間での証拠の交付については、下記のように電子的な方法で行うことが可能であると思われる。

III. 送達や通知の電子化

1. 文書の電子的な方法による通知・交付

通知やステイメントは、原則として書面によらなければならないが（IR1.4条1項）、電子的な形式による文書も許容されている。ただし、電子的な形式で受領者が読むことができ、かつ、受領者がハードコピーの形式で再作成することができるものでなければならない（同2項）。また電子的文書の真正についても、送り主の身元情報が、受取人によって特定される方法で確認される、あるいはコミュニケーションの中に送り主の身元情報についての陳述が含まれているか添えられている場合で、受取人がその陳述の真実性を疑う理由がない場合に認められる（IR1.5条1項）。

文書の交付（delivery）は郵送やドキュメントエクステンジ、直接交付の方法で行われるが（IR1.42, 43, 44条）文書を電子的な方法で交付することも一定の要件の下で認められる（IR1.45

をアップロードすることができる。ただし、アップロードすることができるのは、倒産手続については登録した倒産実務家に限られる。

¹¹ デポジットが支払われるまでは、電子的になされた申立ては private なものとされ閲覧に付されない（PDIP para 9.3.2, 12.4.1）。

¹² <https://www.gov.uk/guidance/dear-insolvency-practitioner/29-covid-19>

¹³ Office Holder とは、法や規則の下で、倒産手続に関する官職を有する人であり、その人に任命された人も含まれる（IR1.2条）。例えば、倒産法 246B 条 3 項によると、清算人（liquidator）仮清算人（provisional liquidator）管理人（administrator）、レシーバー、あるいは会社の管理的レシーバーや、会社任意整理が行われている場合にはその監督者を指す。

条 1 項)。一般に、電子的な交付は、文書の受取人が同意をしたか同意をしたとみなされる場合で、文書の送付前に同意を取り消しておらず、メールアドレスを提供している場合に認められる(同 2 項)。同意は特定の事件に関してなされたものでも、一般的になされたものでもよい(同 3 項)。倒産手続の対象となる者と文書の受取人が電子的なやり取りを手続開始前に習慣的に行っていた場合には、官職保持者による文書の電子的な交付に同意したとみなされる(同 4 項)。

裁判所に対する、文書の電子的な交付については、民事訴訟規則や実務通達、倒産規則で明示的に認められている場合を除いて許可されていないが(IR1.46 条 1 項)、PD510 はその例外に該当する。これらで規定されたとき、ないしは、裁判所で受領したものと記録されたときに電子的方法で交付されたとみなされる(同 2 項)。

執行官(enforcement officer)に対する電子的な交付も倒産法や倒産規則により認められる場合がある(IR1.47 条)。

官職保持者が電子的な方法で文書を交付した場合は、受取人がハードコピーを求めうることのステイメント、及びその要求をするために使うことのできる電話番号、メールアドレス、郵送先を示す必要がある(IR1.48 条 1 項)。官職保持者は要求を受け取った場合には 5 営業日以内に無料で交付することが必要である(同 2 項)。

2. ウェブサイトを用いた交付

倒産法においては、官職保持者が、法律や規則にしたがって、ある人に通知や文書、情報を付与、交付、提供、送付することが求められている場合には、その求めは、通知や文書情報をウェブサイトを利用して利用可能にする方法によっても可能とされている(Insolvency Act(IA)246B 条 1 項、376B 条 2 項)。

そして、倒産規則においては、官職保持者は、直接交付が必要な場合を除き、ウェブサイトで交付をすることができると規定されている(IR1.49 条 2 項)。その際には、文書がウェブサイトの閲覧ダウンロードで利用可能である旨のステイメント、そのために必要なパスワード、通知が送付される者がハードコピーを求めることができる旨の陳述と、要求をする連絡先を交付すれば、文書が交付されたものとされる。要求があれば、官職保持者は 5 営業日以内に無料でハードコピーを提供しなければならない(同 3 項)。この文書は、倒産手続の終了から 2 か月、ないしは、手続で官職保持者としての最後の人が職務をやめるまでウェブサイトで利用可能にならなければならない、かつ、合理的な時間内にダウンロードできる形式でなければならない(同 4 項、1.51 条)。ウェブサイトで文書が利用可能になった場合、ないしは、2 項の通知が当事者に送られた場合に、交付されたものとされる。

ウェブサイトを通じた一般的な交付も認められる(IR1.50 条)。官職保持者は、直接交付が必要な文書等を除き、ウェブサイトで閲覧ダウンロードをすることが可能になり、求めがなければ通知を交付する義務がないこと、文書のハードコピーの送付を要求する連絡先、文書のハードコピーを求めることができる旨、閲覧ダウンロードのためのパスワードを通知することができる(IR1.50 条 1 項)。文書は会社の構成員や債権者の一部や全部に交付された場合に、一般的に交付されたものとされる(同 3 項)。通知を交付した後は、ウェブサイトで文書が利用可能になった場合に個別の通知は不要であり(同 4 項)、ただし要求を受けた場合には 5 営業日以内にハードコピーを無料で交付することが必要となる(同 5 項)。また、文書は、上記の期間と同様の期間ウエ

ウェブサイト上で利用可能としなければならない点（同 6 項）及び、文書がウェブサイト上で利用可能になった時点ないしは上記通知が交付された段階で文書が交付されたときみなされる点（同 7 項）は上記と同じである。

なお、倒産法や倒産規則により通知を官報（Gazette）に載せることが必要であったり許容されている場合があるが（IR 第 4 章）官報はウェブ上で閲覧が可能となっている¹⁴。

3. 文書の送達について（Service of document）

文書の送達については、倒産規則の一覧表（Schedule）第 4 に規律が置かれている（PDIP para 5.1）。一覧表第 4 の 1(2)によると、倒産手続における送達には、基本的に民事訴訟規則の訴状やそれ以外の文書の送達の規定が適用される。例えば、会社の破産の申立てについては、訴状の場合と同様、申立人が会社の登記された事務所に送達しなければならない。自然人の制定法上の請求（Statutory Demand）¹⁵はその他の文書として CPR10.2 条に沿った送達が必要となるが、債権者による破産申立ての場合には、訴状の場合と同様、申立人が直接送達の方法で送達しなければならない。

ただし、倒産実務通達によると、制定法上の請求の送達につき、債権者は直接交付が現実的ではない場合に債務者の注意を得るための制定法上の要件を満たす合理的なすべてのことをしなければならない。電子的な方法による連絡もこれに含まれる（PDIP para 11.2）。

自然人の破産申立ての送達について、直接交付が現実的ではない場合には、その他の方法による送達が可能である。その場合には、例えば、債務者の住所や勤務地への電話、直接送付ができなかった場合には、電話やその目的、後日の電話の約束について記した手紙の送付といった方法で十分である（PDIP para 12.7.1）。ソリシターが債務者を代理する場合には、ソリシターへの直接送達を試みなければならない。倒産規則では、ソリシターは制定法上の請求の送達を代理で受領することはできるが、破産申立ての送達はできない。制定法上の請求を除き、送達が電子的な方法で行われうるかは明らかではない。

4. その他

管理人等の選任・任命の通知は CE-file で行われる（PDIP 8.1、倒産手続の実務通達を補う一時的な実務通達（Temporary Insolvency Practice Direction supporting the Insolvency Practice Direction, TIPD para 3-7））。

¹⁴ 倒産手続に関する通知は、<https://www.thegazette.co.uk/insolvency> にて閲覧が可能である。例えば債権者集会の通知などが掲載されている。

¹⁵ 債権者が債務者に対して制定法上の請求を送達した後、債務者は 3 週間以内に債務の支払いをするか、支払合意を締結しなければならない、できない場合には債権者は破産の申立てをすることができる（IA267、268 条）。

IV．事件記録の電子化と閲覧謄写

1．記録等の閲覧謄写の手続一般について

裁判所における手続に関しては、裁判所に文書がファイルされた場合に、裁判所が事件記録（Court File）を開設し、そのファイルに文書を備えなければならない（IR12.39 条 1 項）。他方で、以下の破産ファイルが既に開設されている場合には文書は破産ファイルに置かれる（同 2 項）。事件記録の閲覧謄写ができるのは、官職保持者、国務大臣（Secretary of State）、債権者である旨を示した債権者であり（同 3 項）、それ以外の者も、裁判所の許可があれば閲覧謄写が可能である（同 4 項）。閲覧謄写を求めることができる者は、官製謄本（Office Copy）を求めることもできる（IR12.40 条）。また、裁判所は、記録の閲覧謄写を制限することもできる（IR12.39 条 7 項）。閲覧謄写をする際には費用を支払う必要がある。

破産申立てがあった場合には、審判人は申立て及び提出される文書を置くファイルを開設しなければならない（IR10.47 条 1 項）。そして破産決定後に管財官に破産ファイルを交付しなければならない（同 2 項）。管財官は、裁判所から交付された文書や、管財官に交付された通知を破産ファイルに置く（同 3 項）。破産ファイルを閲覧することができるのは、裁判所、管財官、国務大臣、破産者である（同 4 項）。債権者も破産ファイルに置かれた一部の情報や、裁判所の決定命令などを閲覧することができる（同 5 項）。それ以外の者は裁判所の許可なく閲覧することはできない（同 7 項）。裁判所は、裁判所の許可なくファイルの閲覧を可能にしたり、ファイルを非公開にすることができるが（同 8、9 項）、その際にはそれにより影響を受ける者に対する通知が必要となる（同 10 項）。

記録を閲覧する権限がある者は、費用を支払ったうえで謄写を求めることもできるし（IR1.54 条）、職務保持者はこれらの者に対して費用を請求することもできる（IR1.55 条）。

さらに、債権者は官職保持者に対して、債権者の名前と住所のリストやそれぞれの債権額のリストを提供するよう求める権利を有する。ただし破産ファイル等を閲覧して入手できる場合は別である（IR1.57 条）。求められた場合には、官職保持者はリストを直ちに送らなければならないが、ハードコピーのための費用を課すことができる（同 2 項）。ただし、手続の進行が妨害されたり、債権者への暴力の可能性がある場合には、債権者の名前や住所を非開示とすることができる（同 4 項）。

また、倒産手続の記録の一部が、秘密情報として取り扱われるべきものであったり、開示をすることで手続の進行が妨げられたり、暴力の可能性がある場合には、官職保持者は閲覧を拒むことができる（IR1.58 条 1 項）。

2．電子的記録と閲覧

PD51O が適用され、電子処理システムが用いられている裁判所においては、記録は電子的に保存される。それ以外の裁判所に移送する場合には、利用可能な形式に変換することが必要となる（PD51O para 9.2）。

なお、倒産手続に関する電子的な事件記録についての閲覧も認められている。倒産規則上閲覧

が認められているものは、ウェブサイトや電子処理システム（CE-file）を通じて電子記録を閲覧することができるが、裁判所に設置された端末を用いて閲覧・謄写をすることも可能である。ただし、閲覧にあたって裁判所の許可が必要な場合を除く（PD51O para 15.1）。

V．債権者集会等における IT ツールの活用（集会、投票）

1．債権者集会等の遠隔参加

倒産規則では、ヴァーチャル会議の定義が置かれており、これによると「物理的に出席することを求められない者らがともに会議に参加できる会議」を指す（IR15.2条）。そして、ヴァーチャル会議をする場合には、債権者に対して、会議へのアクセス情報、会議が場合によっては中断・休会されうることを通知しなければならないとされている（IR15.5条）。

そして、破産法や破産規則においては、遠隔会議の開催、実施に関する具体的な規定が用意されている。

まず、会社の倒産手続（清算も含む）において、会社の構成員の会合について、遠隔会議の開催が認められている（IA246A条）。すなわち、議長が適当と判断した場合には、会議を同じ場所で出席しない人が参加できる方法で開催、実施することができる（同3項）。その場合、会議において発言権や投票権を行使することができれば、会議に参加したものとされる（同4項）。発言権は、会議に参加するすべての人と、議題に関する情報や意見を交換する地位にあれば行使することができたものとされ、投票権は、会議で投票にかけられた議題について投票することができ、かつ、その投票が、会議に参加したほかのすべての人の投票と同時に、決議の採択の決定の際に考慮される場合に、行使することができたものとされる（同5項）。議長は、発言権や投票権が行使できるように、また、会議参加者の身元の特定と電子的なツールのセキュリティーを確保する適当な措置を講ずることが求められる（同6項）。その際にはメンバーや会議参加者の正当な利益を考慮しなければならない（同8項）。

債権者集会についての遠隔参加を許容する類似の規定は倒産規則に置かれている。これによると、官職保持者が適当と判断する場合には、債権者集会は同じ場所で出席しない人が参加できる方法で実施、開催することができる（IR17.20条1項）。会議で発言権と投票権を行使することができる人はそのような会議に参加することができる（同2項）。会議で発言権と投票権を行使することができる人は、そのような会議に参加することができる（同3項）。会議中に他の参加者と、会議の議題に関して有する情報や意見について伝達することができる地位にある場合には、会議で発言権を行使することができたといえる（同4項）。また、投票権を行使できたといえるためには、会議中に、会議で投票にかけられた決議や決定について投票することができる場合で、その人の投票が、そのような決議や決定を採択するかどうかを決定するに際して、会議に参加した他のすべての人の投票と同時に考慮されることが必要である（同5項）。官職保持者は会議の参加者が発言権と投票権を行使することができ、会議に参加する者の身元情報を確認し、参加を可能にするための電子的ツールのセキュリティーを確保する措置を講じなければならない（同6、8項）。

2. 電子投票

債権者集会においては、電子的な方法を用いた投票（電子投票）も認められている。電子投票とは「人が特定の場所に立ち会う必要なく投票できるいかなる電子システムをも含む」ものと定義されている（IR15.2条）。

倒産規則によると、電子投票を行う際には、債権者に対してパスワードを含め、投票システムへのアクセス方法に関する情報を通知しなければならない。また、投票の方法については、集会において電子投票をするか、そうでなければ通知の発送日と決定の日の間のいつでも投票できるシステムにしなければならない。それに加えて、投票過程において他の債権者の投票についての情報を提供してはならない（IR15.4条）。

3. その他の場面における遠隔会議の利用

会社の任意清算（IA89条）や、管理命令（IR 3.14条）などで用いられる制定法上の宣言（statutory declaration）は、基本的に宣誓を管理する権限のある者の面前で行われる必要があり（Statutory Declarations Act 1835）それ以外の場合には形式的な瑕疵となるか不公正なものとなり、裁判所がそれによって救済できない実質的な不公正があると判断すれば手続は無効となる。しかしながら、コロナ禍においては対面で宣誓を得ることが困難になったため、ビデオ会議の方法で行われた場合でも一定の要件を満たしていれば、対面でなかったことのみを理由として手続が実質的に不公正であり無効となるものではないものとされた（TIPD paras 9, 10）。

VI. 参考

1. CE-File について

倒産手続においても、オンラインによる申立てや、電子記録の閲覧にあたっては、民事訴訟手続においても CE-File という、新しい電子ファイリングと事件管理システムが用いられているようである。このシステムは、当事者や代理人がオンラインで申立てをしたり、文書を提出したり、費用を支払ったり、記録を検索して閲覧、謄写を求めることができるとともに、裁判所側でオンラインによる事件管理を可能にするシステムである¹⁶。

CE-File は、ロンドンにある Rolls Building では、大法官部で 2014 年 10 月から、技術建築裁判所で同年夏ごろからテストを開始して 11 月から導入、商事裁判所で 2015 年 6 月から導入されており、現在では倒産、会社事件等、Rolls Building 内におけるすべての裁判所で使われるに至っている。また、利用される裁判所も拡大されてきている。

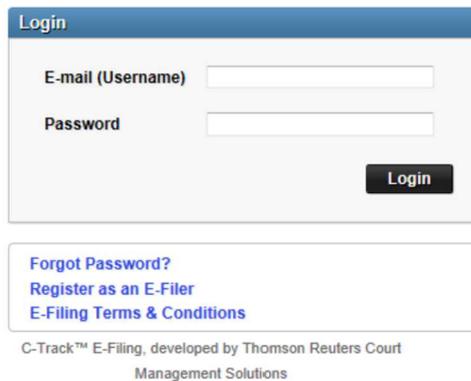
¹⁶ Chancery Guide 6.1, <https://www.judiciary.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/high-court/the-rolls-building/e-filing/>

なお、2020 年 2 月に行った現地調査の段階では事件管理を閲覧することができるのは裁判所職員、裁判官に限定され、当事者、代理人からは閲覧することができなかった。

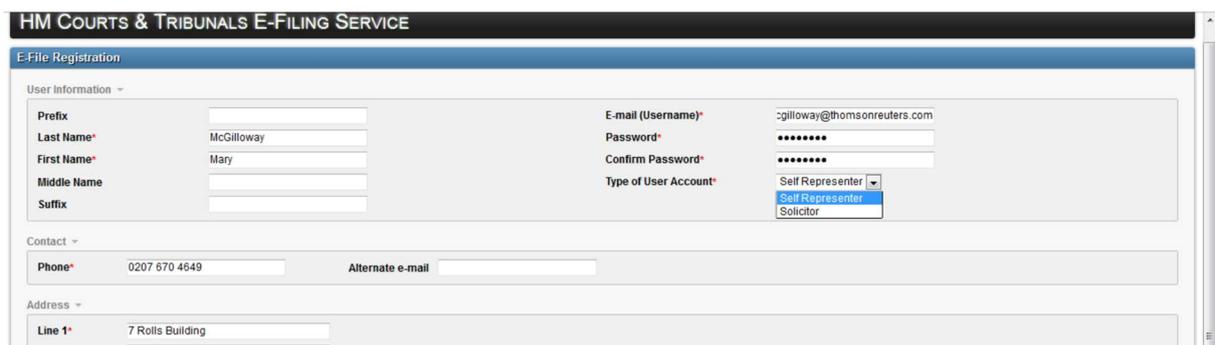
2. ユーザー側から見た CE-File の使い方¹⁷

CE-File システムを使うには、まず、E-Filer としてアカウントを作成、登録することが必要である。個人情報を提供すると登録が完了し、ユーザー名とパスワードを受け取ることができ、これらを用いてログインしてシステムを使用することができる。

【図1】ログイン場面（ユーザーズガイドより）



【図2】ユーザー登録場面（ユーザーズガイドより）



新たに訴えを提起したり、文書を提出する場合には、‘Create filing’をクリックする。新たに訴えを提起する場合には、New Case を選択し、裁判所を選択し、当事者情報等を入力する。後者の場合には、事件を選択し、提出する文書の説明をして Word 文書か PDF 形式で文書をアップロードする。

¹⁷ <https://www.gov.uk/guidance/ce-file-system-information-and-support-advice>

【図3】新規訴え提起場面（ユーザズガイドより）

The screenshot shows the 'Create Filing' form in the HM Courts & Tribunals E-Filing Service. The form is titled 'Create Filing' and has a user name 'Mary McGilloway' in the top right corner. The form is divided into two main sections: 'Court Selection' and 'New Case'. In the 'Court Selection' section, the 'Court*' dropdown is set to 'Technology and Construction Court' and the 'Filing Category*' dropdown is set to 'New Case'. In the 'New Case' section, the 'Case Category*' dropdown is set to 'TCC' and has a tooltip that says 'This is a required field.'. The 'Case Type*' dropdown is set to 'Part 7 Claim', 'Case Subtype*' is set to 'Insurance', 'Filing Type*' is set to 'Filing', and 'Filing Subtype*' is set to 'Claim Form (Part 7)'. A 'Save & Next' button is located at the bottom right of the form.

【図4】当事者情報入力場面（ユーザズガイドより）

The screenshot shows the 'Party Information' form in the HM Courts & Tribunals E-Filing Service. The form is titled 'Party Information' and has a 'Previous' button in the top right corner. The form is divided into several sections: 'Add Party', 'Name', 'Country of Residence', and 'Legal Representative'. In the 'Add Party' section, the 'Role*' dropdown is set to 'Claimant', 'Type*' is set to 'Individual', and 'What is your Representation?*' is set to 'Legal Representative'. In the 'Name' section, the 'Last Name*' is 'Bennett', 'First Name*' is 'George', and 'Middle Name' is 'Francis'. In the 'Country of Residence' section, the 'Country*' dropdown is set to 'England'. In the 'Legal Representative' section, there is a link 'Add Legal Representative'. 'Save' and 'Cancel' buttons are located at the bottom right of the form.

費用はクレジットカード、デビットカード、あるいは、PBA アカウントを用いて支払われる。支払いがされると電子メールで確認の通知が送られる。

支払いが適切になされ、申立てが受け入れられれば、事件番号が作成され、それが CE-File が電子メールで通知がされる。これが CE-File を使う場合にスクリーンの右上に示される。

ソリシターの場合には CE-File での提出が義務付けられており、郵便、ドキュメントエクスチェンジ、ファックス、電子メールでの提出は認められない。

裁判所職員が常にシステムをモニタリングしており、申立てや提出されたものが迅速にチェック、処理される仕組みになっている。

秘密情報が含まれる文書（Confidential documents）については、秘匿の理由（Confidential Reason）の欄をクリックして、その理由を選択し、秘密の文書については、Confidential Reason をクリックして理由を選択し、裁判所が秘匿の申出を審査する。秘匿が認められると文書は赤色でハイライトが入れられる。

ファイルが却下されると、その旨を伝える電子メールを受け取ることになる。却下の理由は様々であるが、多くあるのは形式が不適切である場合、スキャンが不適切、費用の支払いが不十分であった場合などである。再提出した場合には、再提出の日をもってシールがされる。

添付することができるファイルの最大サイズは50MBである。それよりも大きい文書を提出する場合には分割して送り、コメント欄にその旨注記する。

CE-File を用いて事件記録の検索をしたり、コピーを請求することも可能である。検索は有料であり、検索時間15分毎に課金がされる仕組みとなっている。ただし、記録の閲覧、コピーは申込みをして、裁判所の許可を得ることによって可能になる。

VII．参照条文

1．1986年倒産法

・246A条 会議への遠隔参加

- (1) 2項の要件のもと、本条は、本法律や規則のもとで、官職保持者に召喚された会社のメンバーのいかなる会合にも適用される。ただし、構成員による任意整理における構成員の会合には適用されない。
- (2) 本条は、以下の場合には適用されない。
 - (a) 会社がスコットランドで清算される場合。
 - (b) レシーバーがパート3第2章の51条で任命された場合。
- (3) 会議を招聘する議長が適当と判断した場合には、会議は同じ場所で出席しない人が参加できる方法によって遂行、開催されることができる。
- (4) 会議が3項で言及された方式で実施、開催された場合には、会議に参加した人は、会議で発言して投票する権利を行使することができれば会議に参加したことになる。
- (5) 本条の目的のために、
 - (a) 会議に参加するすべての人と、会議の間に、会議の課題に関して有する情報や意見につき、コミュニケーションをとる地位にあれば話す権利を行使することができる。そして、
 - (b) 会議で投票する権利を行使できるというためには、
 - (i) その人が会議中に、会議で投票にかけられた議題について投票することができ、
 - (ii) その人の投票が、会議に参加した他のすべての人の投票と同時に、決議を採択するか否かの決定に考慮されうること。
- (6) 3項で言及された方法で実施、開催された会議の議長は、以下の目的で、議長が適当と考えるあらゆる措置を講じなければならない。
 - (a) 会議に参加した者が発言や投票の権利を行使できるようにすること、かつ、
 - (b) 会議に参加している者の特定と、参加を可能にする電子的方法のセキュリティーを確保すること。
- (7) 議長の合理的な見解において、
 - (a) 同じ場所で出席しない人が会議に参加をし、かつ、
 - (b) 会議の場所を特定することが不要で費用が掛かる場合には、この法律や規則における会議の場所を特定する要件は、議長が発言や投票権の行使を可能にする措置を特定することで満たすことができる。
- (8) 6項の措置を講ずるにあたり、さらに7項bの意見を形成するにあたり、議長は、メンバ

ーや会議に参加している他の者の正当な利益を、会議の処理の効率的な処理の中で考慮しなければならない。

(9) 仮に、

- (a) 会議の通知が、会議の場所を特定せず、
- (b) 議長が規則に沿って会議の場所の特定が求められ、かつ、
- (c) その要求が、要求した日において投票権を持つ、すべてのメンバーの総投票権の 10 パーセントを超えるメンバーによってなされた場合には、議長は会議の場所を特定する義務を負う。

(10) 本条では、官職保持者は、会社との関係では以下の者を指す。

- (a) 清算人、仮清算人、管理人、管理レシーバーを指す、あるいは、
- (b) 会社について任意整理が提案されてパート 1 のもとで効果があれば、任意整理の整理委員 (nominee) か監督委員。

・ 246B 条

(1) 2 項のもとで、この法律や規則によって、官職保持者が、ある人に通知や文書、情報を付与、交付、提供、送付することが求められている場合には、その要件は、通知や文書情報をウェブサイトを利用してする方法によって、そして以下の場合に満たしうる。

- (a) 規則に沿い、かつ
- (b) 規律されうる状況の下で。

(2) (廃止)

(3) 本条で官職保持者とは以下の者を指す。

- (a) 清算人、仮清算人、管理人、管理レシーバー、あるいは、
- (b) 会社について任意整理が提案されてパート 1 のもとで効果があれば、任意整理の整理委員 (nominee) か監督委員。

・ 379B 条

(1) (略)

(2) この法律や規則によって、官職保持者が、ある人に通知や文書、情報を付与、交付、提供、送付することが求められる場合、その要件は、ウェブサイトを通じて通知、文書、情報を利用可能にすることで、そして以下の場合に、満たされる。

- (a) 規則に従い、かつ
- (b) 規律される状況の下において。

2 . 2016 年倒産規則

・ 1.4 条

(1) 通知やステートメントは法や規則で特に定めがない限り文書によらなければならない。

(2) 電子的形式の文書は、

- (a) 電子的形式で受領者に読まれ、かつ
- (b) 受領者によってハードコピーの形式で再形成されることができなければならない。

・ 1.5 条

- (1) 電子的形式の文書は以下の場合に十分に真正が証明される。
 - (a) 送り主の特定情報が、受領者によって特定される方法で確認される、あるいは
 - (b) 受取人が特定しない場合には、コミュニケーションが、送り主の特定情報についての陳述を含まないしは添えられている場合で、受取人がその陳述の真実性を疑う理由がない場合。
- (2) ハードコピーの文書は、署名によって十分に真正とされる。
- (3) (略)

・ 1.45 条

- (1) 電子的方法で送られた場合には、以下の要件を満たした場合には文書が送付されたとされる。
- (2) 要件とは、意図した文書の受け手が、
 - (a) 文書の電子送付に実際の同意をしたか、したとみなされる、
 - (b) 文書が送られる前に同意を取り消していない、
 - (c) 文書の送付のための電子アドレスを提供している。
- (3) 同意は特定のケースに関しても、一般的でもよい。
- (4) 2項のためには、意図された受領者と、倒産手続の対象となる者が、手続開始前に電子的方法によって互いに習慣的にやり取りしていた場合には、官職保持者によって文書を電子的に送付することに同意をしたとみなされる。
- (5) 反対の意思が示されない限り、送り主が電子的コミュニケーションのコピーで、
 - (a) その文書を含み、
 - (b) 送り先の電子アドレスにコミュニケーションが送られた日時を示すものを提出することができる場合には、提出した電子アドレスに対して、電子的方法によって送られたとみなされる。
- (6) 反対の意思が示されない限り、文書は、送られた次の日の9時に電子アドレスに電子的に送られたとみなされる。

・ 1.46 条

- (1) 文書は、民事訴訟規則、実務通達、あるいはこの規則によって明示的に許可されている場合を除き、裁判所に電子的に送付することはできない。
- (2) 電子的方法で送付された文書は、裁判所に受領したものと記録されたときに、あるいは、民事訴訟規則、実務通達やこの規則が定めるときに送付されたものとみなされる。

・ 1.47 条

法やこの規則で、執行官や執行機関への通知の送付が定められている場合には、電子的な方法によってそのような通知を受け取る権限がある者に対して、特定の執行官や執行機関に代理して、あるいは、一般的に執行官や執行機関に代理して、送付することができる。

・ 1.48 条

- (1) 官職保持者が文書を電子的方法で送付した場合には、その文書は、受領者がハードコピーを求めうることのステイトメント、及びその要求をするために使うことのできる電話番号、メールアドレス、郵便先を含むか、伴わなければならない。
- (2) その要求を受け取った官職保持者は、文書のハードコピーを、受取人に対して、要求の受領から 5 営業日以内に無料で提供しなければならない。

・ 1.49 条

- (1) この規則は法 246B 条と 379B 条(3)(ウェブサイトの利用)に適用される。
- (2) (直接交付が必要な場合を除き)文書をだれかに送付しなければならない官職保持者は、以下の内容を含む通知を送付することでその要件を充たすことができる。
 - (a) 文書がウェブサイトを閲覧ダウンロードすることで利用可能である旨のステイトメント。
 - (b) ウェブサイトのアドレスと文書を閲覧ダウンロードするための必要なパスワード。
 - (c) 通知が送付される者がハードコピーを求めることができる旨の陳述と、要求をするのに使うことのできる電話番号、メールアドレス、郵送先。
- (3) そのリクエストを受けた官職保持者は、文書のハードコピーを受取人に対して、要求の受領から 5 営業日以内に無料で提供しなければならない。
- (4) 2 項の通知が関連する文書は、
 - (a) 1.51 条で求められる期間ウェブサイトを利用可能であり続けなければならない、かつ
 - (b) ダウンロードの電子的な要求から合理的な時間内にダウンロードできる形式でなければならない。
- (5) このルールに沿ってウェブサイトの方法で文書の送付を受けたものは、
 - (a) 文書が最初にウェブサイトで利用可能になったとき、あるいは
 - (b) 2 項の通知が当事者に送られた場合で、そちらが後の場合。

・ 1.50 条

- (1) 官職保持者は、倒産手続で文書の送付が必要となる各人に、以下の内容を含む通知を送付することができる。
 - (a) 手続で、2 項でふれられる以外の将来の文書は、受領者への通知なしで、ウェブサイトで閲覧ダウンロードが可能となり、官職保持者はその人に求められない限り通知を受領者に送付する義務はない。
 - (b) 文書のハードコピーの送付のリクエストができる電話番号、メールアドレス、郵送先。
 - (c) 通知の受領人が、以下の者のハードコピーをいつでも要求できるステイトメント
 - (i) ウェブサイトで現在見ることのできるすべての文書。
 - (ii) そこで利用になるすべての将来の文書、及び
 - (d) ウェブサイトのアドレス、関連する文書を閲覧ダウンロードするのに必要なパスワード。
- (2) 1 項のステイトメントは以下の文書には適用されない。
 - (a) 直接交付が必要な文書、

- (b) 配当を宣言する意図の 14.29 条の通知、及び
 - (c) 一般に送付されない文書。
- (3) 以下のクラスの一部ないしは全部に送付されたときに文書は一般に送付されたといえる。
- (a) 構成員、
 - (b) 出資者
 - (c) 債権者
 - (d) 構成員、出資者、債権者のクラス。
- (4) 1 項で通知を送付した官職保持者は以下の義務を負わない。
- (a) 通知が適用される文書がウェブサイトで利用可能になった場合に通知が送付された当事者に知らせること。
 - (b) 1 項 c のもとでリクエストを受けた場合を除いて、文書のハードコピーを送付すること。
- (5) 要求を受けた官職保持者は、
- (a) ウェブサイトで利用可能な文書については、要求の受領日から 5 営業日以内に無料でハードコピーを受領者に送付し、
 - (b) すべての将来の文書については法と規則における文書の送付の要件に沿って送付しなければならない。
- (6) 1 項 a のステートメントが適用される文書は、
- (a) 1.51 条で求められる期間ウェブサイトで利用可能であり続けなければならない、
 - (b) ダウンロードのための電子的なリクエストがなされてから合理的な時間内にダウンロードができる形式でなければならない。
- (7) このルールに沿ってウェブサイトの方式である人に送付された文書は以下の場合に送付されたとみなされる。
- (a) 関連する文書が最初にウェブサイトで利用可能になったとき、あるいは、
 - (b) 遅ければ、1 項での通知がその人に送付されたとき。
- (8) 7 項は 1 項 c(ii) で将来のすべての文書についてハードコピーを要求した人には適用されない。

・ 1.51 条

- (1) この規則は、1.49、1.50、2.25(6)...、3.54(3)...、8.22(4)...条でのウェブサイトで利用可能になる文書に適用される。
- (2) そのような文書は、特定の倒産手続の終了から 2 か月、ないしは、手続で官職保持者としての最後の人が職務をやめるまでウェブサイトで利用可能にならなければならない。

・ 1.54 条

倒産法が第 1 部から 11 部との手続に関連して、あるいはこの規則がある者に文書閲覧の権限を付与する場合には、その者は、申し出によりコピーの標準的な費用を支払って文書のコピーを受けられる。

・ 1.55 条

この規則によって禁じられている場合を除き、官職保持者は債権者、構成員、出資者あるいは清算委員会や債権者委員会の構成員が求めた文書のコピーの標準的な費用の支払いを求めることができる。

・ 1.57 条

(1) この規則は、

- (a) 管理命令、
- (b) 債権者による任意清算、
- (c) 裁判所による清算及び
- (d) 破産に適用される。

(2) 債権者は、官職保持者に対して、債権者の名前と住所のリストやそれぞれの債権額のリストを提供するよう求める権利を有する。ただし以下の場合は除く。

- (a) 事件のステイトメントが裁判所にファイルされ、あるいは会社の登録機関に送付された場合。
- (b) 情報が破産ファイルの閲覧で利用可能な場合。

(3) 上記リストの提供が求められた官職保持者、

- (a) リストを求めたものに、合理的に実現可能な程度で直ちに送らなければならない、
- (b) ハードコピーのための標準的な費用を課すことができる。

(4) 官職保持者は開示によって手続の進行が阻害されたり、その者への暴力が合理的に推察される場合には、債権者の名前や住所を非開示とすることができる。

(5) 上記場合にはリストには以下の情報を含まなければならない。

- (a) 債権額、及び
- (b) 債権者の名前と住所が除かれた旨のステイトメント。

・ 1.58 条

(1) 倒産手続の記録の一部を構成する文書が

- (a) 秘密情報として取り扱われるべき、あるいは
- (b) 開示によって手続の進行が害されたり、その者への暴力が合理的に推察される性質のものである場合には、

官職保持者はその他の方法で閲覧できるものによる閲覧の許可を拒むことができる。

(2) 官職保持者が閲覧を拒んでよい者には、清算人会や債権者委員会のメンバーが含まれる。

(3) 官職保持者が文書の閲覧を拒んだ場合には、閲覧を望むものは裁判所に対して、官職保持者の決定の再考を申し立てることができる。

(4) 裁判所の決定は、(もしあれば)適切と考える状況による。

・ 9.4 条

(1) 債務救済命令の申立ては、電子的な形式か電子的な方法で完成して管財官に送付されなければならない。

- (2) 1.45 条 2 項に規定される電子的に文書を送付する前提条件は、債務救済命令の申立てには適用されない。
- (3) 電子的な形式又は送付の方法に不具合やエラーがあった場合には、管財官は権限ある機関や認証された仲介機関に以下の点を通知しなければならない。
 - (a) 認証仲介機関が、一定期間ハードコピーでの申立てを完成して送付すること。
 - (b) 申立てが郵送される住所と住所が利用される条件 (terms and conditions)。
- (4) ハードコピーで完成された申立てはファックスでは送付できない。

・ 10.36 条

- (1) 破産の申立ては、このルールに沿って電子的な形式で完成させ、審判人 (adjudicator) に電子的な方法で送付されなければならない。ただし、4 項により審判人と合意をした場合は別である。
- (2) 10.35 条 1 項(i)の目的では、破産申立ての日は、債務者がこの規則で審判人に破産申立てを提出した日である。
- (3) 破産申立ては、その受領が審判人によって電子的あるいはその他の方法で承認 (acknowledge) されたときである。
- (4) 電子フォームや送付方法の機能に不具合やエラーがあった場合には審判人は、
 - (a) 債務者が一定期間破産申立てを別の形式で完成して提出することを合意し、かつ
 - (b) 破産申立ての代替的な送付手段を提供し、その際の条件を示さなければならない。
- (5) 破産申立てがハードコピーで完成された場合には、ファックスでの送付はできない。
- (6) 債務者が破産申立てでメールアドレスを提供した場合には、審判人は電子的な方法で債務者と合理的に実務的な範囲でコミュニケーションをとらなければならない。
- (7) 他に示されない限り、(破産申立て以外の) 文書は、電子的な方法で、送り主が以下の電子的なコミュニケーションのコピーを作ることができる、電子アドレスに送付されたものとみなされる。
 - (a) 文書を含み、
 - (b) 送り先のメールアドレスにコミュニケーションが送られた日時を示すもの。
- (8) 他に示されない限り、送付の次の営業日の午前 9 時に電子アドレスに交付されたものと扱われる。
- (9) 1.45 条は、債務者と審判人の間での文書の電子的交付には適用されない。

・ 10.47 条

- (1) 破産申立てを受け取った後、審判人は、審判人が破産申立てと、この章の下で提出される文書を置くファイルを開けなければならない。
- (2) 破産命令をした後に合理的に現実的な早さで、破産ファイルを管財官に交付しなければならない。
- (3) 管財官は破産ファイルに、
 - (a) 裁判所から管財官に交付された文書、
 - (b) この規則で管財官に交付された通知を置かなければならない。

- (4) 以下の者は破産ファイルを閲覧することができる。
 - (a) 裁判所、
 - (b) 管財人 (Trustee)
 - (c) Secretary of State (国務大臣)
 - (d) 破産者。
- (5) 破産命令後、債権者は破産ファイルにファイルされた以下の情報や文書を閲覧することができる。
 - (a) 審判人に提供された表 9 で示された情報、
 - (b) 破産命令
 - (c) 裁判所の決定や命令。
- (6) 破産ファイルの閲覧権は、権限を与えられた人によっても代理行使することができる。
- (7) 破産ファイル (やその一部) を閲覧する権限のない人は、裁判所の許可なく閲覧することはできない。
- (8) 裁判所は、この規則の下で裁判所の許可なく、破産ファイルや文書 (の一部) を利用可能にするよう命ずることもできる。
- (9) 破産ファイルや文書 (の一部) を伏せる (withhold) 命令の申立ては、
 - (a) 管財官、
 - (b) 管財人あるいは、
 - (c) 利害関係があると裁判所が考える人によってもなすことができる。
- (10) この規則のもとでの
 - (a) 破産ファイルの閲覧許可、
 - (b) 破産ファイルや文書 (の一部) を伏せる命令の申立ては、他の当事者への通知なしにすることができるが、裁判所はその決定で影響を受ける者に対して通知を交付しなければならないと命ずることができる。

・ 12.39 条

- (1) 法や規則の下で裁判所に文書がファイルされた場合、裁判所は事件記録を開けて維持し、ファイルに文書を置かなければならない。
- (2) しかしながら、破産ファイルが規則 10.47 条の下で開かれた場合、この法律や規則の下でファイルされた文書は破産ファイルに置かれなければならない。
- (3) 以下の者は事件記録を閲覧し、裁判所から事件記録やその中の文書のコピーを得ることができる。
 - (a) 手続の官職保持者
 - (b) 国務大臣
 - (c) 裁判所に、自身が手続に関する会社や個人の債権者であることを確証する陳述を裁判所に提出した債権者。
- (4) 同じ権利は以下の手続でも行使しうる... (略)
- (5) 閲覧謄写の権利は代理人によっても行使が可能である。
- (6) その他の者は、裁判所の許可があればファイルの閲覧謄写が可能である。

- (7) 文書の謄写権利は2003年裁判所法の92条の下で、費用の支払いによる。
- (8) 記録の閲覧は、必要ならば許可を得て、合理的な時に行いうる。
- (9) 裁判所は、記録、文書や文書のコピー、あるいはその一部を、3、4、5項のもとで、裁判所の許可なく利用してはならないと命ずることができる。
- (10) 9項の命令の申立ては以下の者によって行いうる。…(略)
- (11) 以下の申立ては、通知なしで行いうるが、裁判所は決定によって影響を受ける者に通知を送付するよう命じうる。…(略)

・12.40条

- (1) 裁判所は、事件記録からの文書の官製謄本をこの規則で事件記録を閲覧できる者が、コピーを求め、前条7項の費用を支払ったら、その者に対して提供しなければならない。
- (2) この規則での権利は代理人によって行使しうる。
- (3) 官製謄本は、登録所や地裁判事が適当と認める形式でなされ、裁判所の印がなければならない。

・14.3条

- (1) 以下の場合を除き、債権回収を図る債権者は証拠を官職保持者に提出しなければならない。
 - (a) この規則や裁判所の命令で他に定める場合、
 - (b) 構成員による任意清算で、清算人が提出を求めない限り、債権者が証拠の提出を要しない場合。
- (2) 債権者は以下の場合には証明したものとみなされる。
 - (a) 直前に管理があった清算で、債権者がすでに管理で証明している場合、
 - (b) 直前に清算があった管理で、債権者がすでに清算で証明している場合、
- (3) 債権者は配当の支払いの決定の目的では、以下の場合に限って証明したものとみなされる。
 - (a) 債権が少額である場合、
 - (b) 債権者に対して、配当を宣言する意図と、14.31条(少額債権者に通知するさらなる内容)に従い14.29条の下で配当をする旨の通知が公布された場合、及び
 - (c) 債権者が官職保持者に対して、通知への回答として、債権が不正確である、ないしは債権がないと助言していない場合。

・15.4条

決定手続が電子投票を用いる場合には

- (a) 債権者への通知には、必要なパスワードも含め投票システムへのアクセス方法に関する必要な情報を提供しなければならない。
- (b) 集会で電子投票が用いられる場合を除き、投票システムは通知が発送された日と決定日の間のいつでも債権者が投票できるようなシステムでなければならない。
- (c) 投票の過程で、投票システムは債権者に対して、他の債権者によって投じられた票に関する情報を提供してはならない。

・ 15.5 条

決定手続で、ヴァーチャル会議を用いる場合には、債権者への通知は以下の情報を含まなければならない。

- (a) 電話番号、アクセスコード、必要とされるパスワードを含む、ヴァーチャル会議にアクセスする方法に関する必要な情報。
- (b) 会議が議長によって一時的に中断ないしは休会されうること(及び会議で決定されれば、休会しなければならない旨)のステイトメント

・ 17.20 条

- (1) 官職保持者が適当と判断する場合には、債権者集会は、同じ場所で出席しない人が参加できる方法で実施、開催することができる。
- (2) 会議で発言権と投票権を行使することができる人はそのような会議に参加することができる。
- (3) 会議中に他の参加者と、会議の議題に関して有する情報や意見について伝達することができる地位にある場合には、会議で発言権を行使することができる。
- (4) 以下の場合には投票権を行使することができる。
 - (i) 会議中に、会議で投票にかけられた決議や決定について投票することができる場合で、
 - (ii) その人の投票が、そのような決議や決定を採択するかどうかを決定するに際して、会議に参加した他のすべての人の投票と同時に考慮されうる場合、
- (5) そのような会議が開催された場合、官職保持者は、以下のために適当と考えるあらゆる措置を講じなければならない。
 - (a) 会議の参加者が発言権と投票権を行使することができ、
 - (b) 会議に参加するものの身元情報を確認し、参加を可能にするための電子的方法のセキュリティを確保する。
- (6) この規則における、会議場所を特定する要件は、官職保持者が、自身の合理的な意見により、
 - (a) 会議が、同じ場所で参加できない人によって参加され、
 - (b) 会議の場所の特定が不必要で不適當である場合に、発言権と投票権を行使することができるように提案した措置を満たすことによって満たされうる。
- (7) 6 項の措置を講ずる際に、そして、6 項 b の意見を形成する際に、官職保持者は、会議の議題の効率的な処理の中で、会議に参加する委員会のメンバーや代理人の合理的な利用を考慮しなければならない。
- (8) 会議の通知が会議場所を特定しない場合には、委員会の少なくとも一人のメンバーが官職保持者に対して、17、21 条に基づいてするように求めた場合には、官職保持者は会議場所を特定しなければならない。

3. 民事訴訟の実務通達 510

・ para 1.1(2)

電子処理システムは、2016 年倒産規則 1.46 条の目的で裁判所に文書を電子的に交付する方法

として許容される。

- para 2.2

電子処理システムは、(para 1.1(1)(c)のもとで、) Rolls Building... (中略) ... での CPR Part7, 8, 20 の請求、31.16 条の申立てを含む訴え提起前の申立て、倒産手続、仲裁の請求を開始する及び・あるいは続けるために適用され、利用することができる。

- para 6.1(3)

倒産規則により、オンライン支払いを除く方法（公的レシーバーの清算申立てのためのデポジットは小切手で支払わなければならない）で支払いが求められる手続で、当事者が手続を開始するために電子処理システムを使うことができるが、開始申立て文書の提出から 7 日以内に裁判所に支払いを郵送するか交付しなければならない。それを怠った場合には、開始申立ては受け入れられないか、申立てが却下される。

- para 8A

Para 2.1 で概略が示された電子処理システムの機能にかかわらず、CPR2.8 条は、電子的処理システムを通じてなされた、関連するいかなる発効、ファイリング、その他の、清算や破産の申立てを含む開始申立てにも適用される。

- para 9.2

倒産手続の事件記録（ Court file ）の移送の申立てが、IR2016 の 12.39 条 12 項によってなされる場合には、裁判所は、電子システムのケースファイルのバージョンを、選択した形式で、国務大臣や公的レシーバーが利用できるように変換しなければならない。

- para 15.1

ウェブサイトや当事者の電子処理システムのオンラインアカウントによって可能な閲覧機能に加えて、倒産手続以外の当事者やその代理人は、裁判所において、HMCTS によって提供された端末で手続の電子記録を閲覧して、CPR5.4B 条によって、電子処理システムのケースファイルに含まれる文書の電子コピーを得ることができる。

- para 15.2

ウェブサイトや当事者の電子処理システムのオンラインアカウントによって可能な閲覧機能のほか、IR2016 の 12.39 条(3)から(6)により倒産手続の事件記録を閲覧することができる者は、裁判所において HMCTS によって設置された端末で手続の電子記録を閲覧して、15.2 条のもとで、電子処理システムのケースファイルに含まれる文書の電子コピーを得ることができる。ただし、IR2016 の 12.39 条(9)から(10)や、12.38 条(7)(11)や Chapter10 で裁判所の許可が必要な場合を除く。

4. 倒産手続に関する実務通達

- para 5.1

倒産規則の表 4 は、法や規則で文書の送達が求められる場合の送達の要件を規律する。表 4 によると、CPR のパート 6 は、表 4 が他に規定する場合、裁判所が他に承認や命令する場合を除いて適用される。

- para 5.2

裁判所が他に承認や命令する場合に服し、パート 6 は裁判所の文書が管轄内外に送達される場合に適用される。

- para 5.3

倒産規則の表 4 の para 6 に注意を払わなければならない。これによると、裁判所が、送達が特定の方法で達成されると命じた場合には、送達の証明書は、そのような送達方法を命じた印のある命令とともに行わなければならない。

- para 8.1

PD51O para 2.1 に注意を払わなければならない。電子処理システムのテストスキームや、その後のこの通達の日より後の電子実務通達において、任命の通知がこの電子ファイルシステムで行われる場合。疑義を避けると、浮動担保権者による任命の通知についての sub-para(c) の制限にかかわらず、PD51O para 2.1 は、裁判所の時間外での管理人の選任の通知のファイルには適用されない。倒産規則 3.20 から 3.22 条はこの場合には適用され続けない。

- para 8.2

PD51O para 5.4 は、「支払いの日時」はファイリングの日時であり、電子処理システムを使って提出されたすべての請求フォームと他の開始手続の発効の日時でもあると定める。

- para 9.3.1

倒産規則 7.7 条(2)(b)が適用される申立て以外では、清算の申立ては、裁判所の費用と管財官のデポジットが支払われるまでには、提出されたものとして扱われない。

- para 9.3.2

デポジットの支払いなく電子的に提出された申立ては“プライベート”と印され、デポジットが支払われるまでは閲覧できない。申立ての提出日はデポジットが支払われた日とする。管財官のデポジットが、申立てから 7 日以内に支払われなければ、PD51O para 5.3 により、申立ては受け入れられない。申立てが受け入れられなければ、申立人が会社の清算を望む場合には、新たな申立てをする必要がある。

- para 11.2

10.2 条は管轄内外を問わず、法定の請求 (statutory demand) の送達に適用される。人的な送達

が特定の状況で現実的ではない場合には、債権者は債務者の注意のための制定法の要求を満たすための合理的なすべてのことをしなければならない。これには、以下の para 12.7 のステップも含まれ、これによって裁判所は直接送達以外の方法で破産申立ての送達を行うことを正当化できる。それには、債務者の通知の制定法上の要求をもたらす物理的、あるいは電子的なコミュニケーションの他の形式も含まれる。

• para 11.4.3

取消し (set aside) の申立てがなされた裁判所が電子的なファイリングを使い、PD510 が適用される場合を除き、以下が適用される。

- (1) それぞれの文書のコピーは申立てとともに提出しなければならない。それにより、裁判所は申立人、債権者、10.1 条(3)の者にヒアリングの日の通知を送達することができる。
- (2) 文書のコピーが申立てに付されていない場合には、場所を定める裁判所の命令は、裁判所の命令の次の営業日にコピーが提出されることを条件とするものであり、それ以外の場合は申立ては却下されたものとみなされる。

• para 12.4.1

デポジットの支払いなく電子的に提出された破産申立ては裁判所の費用と管財官のデポジットが支払われるまでには、提出されたものとして扱われない。デポジットの支払いがなく電子的に提出された申立ては“プライベート”と印され、デポジットが支払われるまでは閲覧できない。申立ての提出日はデポジットが支払われた日とする。管財官のデポジットが、申立てから 7 日以内に支払われなければ、PD510 para 5.3 によって、申立ては受け入れられない。

• para 12.7.1

破産申立ての直接送達が現実的ではない場合には、その他の方法での送達も許容される。多くの場合には、以下のパラグラフで示される段階がとられた証拠が、直接送達以外の方法での破産申立ての送達を正当化するのに十分である。

- (1) 債務者の居住地や勤務地における一回の電話。債務者が一つ以上の居住地や住所を有する場合には、すべての場所に電話をしなければならない。
- (2) 債権者が人的送達を達成することができない場合には、債務者に対して、電話やその目的、債務者に会えなかったことに触れた手紙を、さらなる電話が同じ目的で、いつどこにするかを加えて書かなければならない。その手紙はファーストクラスのプリペイドメールで送ることができるし、債務者のアドレスに債務者が合理的に知りうる方法で交付することもできる。少なくとも 2 日の営業日前の約束の通知が必要であり、手紙のコピーは債務者のすべての知りうる連絡先に送られなければならない。約束の手紙は以下の点について言及しなければならない。
 - (a) 時間と場所が不便である場合には、債務者はその目的のために合理的に便利な時間と場所を提案しなければならない。
 - (b) 上記 para 11.2 で示された制定法上の請求の場合には、その送達の目的のため、このパラグラフへの言及をし、約束の手紙は、債務者が約束を守れない場合には、債権者は請求

を、状況に応じて広告、郵送、郵便ボックスへの挿入によって送達しうることを、及び、破産申立てが提出された場合には、裁判所がその送達を、債務者への請求を送達として取り扱うよう求められることを示さなければならない。

(c) (申立ての場合)債務者が約束を守らなければ、裁判所に対して、送達が広告やその他裁判所が適当と考える方法で実施できる命令の申立てがなされること。

(3) 手紙による約束を果たすには、債務者が住所地に現在住んでいるか、しばしば訪れるかについて調査をすべきであり、そして / あるいは、すべての手紙の受領を確認する問い合わせをしなければならない。もし債務者がそこを離れていれば、いつ戻るのか、(イングランドとウェールズ)の管轄内やその他の住所に手紙が転送されるのかについても調査をしなければならない。

(4) 債務者がソリシターによって代理されている場合、ソリシターを通じた直接送達の約束を調整する試みをしなければならない。倒産規則は、ソリシターが制定法上の請求の送達を顧客の代理で受領することを許容するが、破産申立ての送達については認めない。

5. 倒産手続の実務通達を補う一時的な実務通達

• para 3

以下の paras 4 から 7 のもと、1.46 条(2)の目的のため、PD510 に反するものにかかわらず、para 4 で特定された CE-file の場合には、通知は、ファイリング提出メールに記録された日時に裁判所に送られたとみなされる。

• para 4

Para 3 が適用される通知は、

- (1) 倒産法の表 B1 para 27 で会社や取締役によって提出された管理人選任の意図の通知、
- (2) 表 B1 para 18 により、適格浮動担保権者が提出した管理人選任の通知、表 B1 para 2 による、会社や取締役による管理人選任の通知である。

• para 5

Para 3 は、表 B1 para 27 による CE-file で提出された管理人の任命意図の通知で、裁判所が空いている日の 10 時から 16 時以外に出されたものには適用されない。その時間外で CE-file に提出された通知は、1.46 条(2)の目的であれば、次の開廷日の 10 時に提出されたものとみなされる。したがって、para 28(2)の 10 日間の期間の日は、裁判所が次に開廷する日である。

• para 6

Para 3 は、表 B1 para 29 によって、CE-file に提出された任命通知で、裁判所の開廷日の 10 時から 16 時以外の時間帯に出された通知には適用されない。その時間外で CE-file に提出された通知は、1.46 条(2)の目的であれば、次の開廷日の 10 時に提出されたものとみなされる。

• para 7

Para 3 にかかわらず、すべての任命通知は裁判所によって、PD510 に沿って、実践可能な方法

と時期に審理され続ける。管理人の選任の有効性と効果を発する時間は、通知の受領の遅れのみによっては影響を受けない。

- para 8

電子処理システムは、資格ある浮動担保権者によって通常の開廷時間外でなされた表 B1 para 14 での管理人の選任通知のファイルで適用されない。そのような通知は、3.20 から 3.22 条で示された手順によってのみ、通常の開廷時間外でファイルできる。

- para 9

表 B1 が、制定法上の宣言 (statutory declaration) が必要な場合、宣誓の管理権限のある人の面前以外でなされた制定法上の宣言は、形式面の瑕疵か、不正となる。12.64 条によると、異議により、そのような形式面の瑕疵や不正が、制定法上の宣言に関連する倒産手続を無効にしないと宣言することは、裁判所に委ねられる。ただし、裁判所が瑕疵や不正によってもたされた実質的な不公正が裁判所の命令によって救済できないと判断した場合は別である。

- para 10

制定法上の宣言が para 10.1 から 10.3 で規定された方法で行われた場合、宣誓を管理する権限がある人の前で制定法上の宣言をしなかったことによるのみ生じた瑕疵や不正は、それのみでは実質的な不公正を構成するとはみなされない。

- para 10.1

制定法上の宣言をする人が、宣誓を管理する権限のある人と、ビデオ会議の方法で行った場合。

- para 10.2

宣誓を管理する権限を有する人が、制定法上の宣言が para 10.1 の方法で行われたことを証言し、さらに、

- para 10.3

制定法上の宣言が、para 10.1 によってそれがなされたことを言及する場合。

- para 11

会社の取締役が、1986 年倒産法の表 A3 によって猶予を得るために、関連する文書を電子的な方法 (PD510 の意味での) でファイルをした場合には、疑義を避けると、文書は、PD510 para 5.3(1)に記載された電子メールに記録された日時に裁判所にファイルされたものと扱われる。これは、ファイルが提出されたという自動通知で形成される。

ドイツ

神戸大学 青木哲

ドイツにおける民事裁判手続のIT化¹への長期にわたる移行の流れの中で、倒産手続もIT化が進められている。他方で、この2年の間、ドイツの倒産法制は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受け²、倒産申立義務の猶予のような企業に対する救済措置がなされるとともに、手続のオンライン化が、規定上も、運用上も進められている³。

本調査では、ドイツにおける破産手続等のIT化の現状や問題点の報告が求められているが、(私の)文献調査の限界から、本調査報告は関連する規定の紹介にとどまっている。

1 ドイツの倒産手続の概要⁴

1999年に施行された倒産法(InsO)において(以下、同法の条文は、原則として法律名を省略して引用する。)倒産事件は、手続としては清算型と再建型とを区別しない統一的倒産手続において処理される。ここでは、債務者の財産を清算する場合の手続を示す。

(1) 倒産手続の開始

倒産手続は書面による申立てに基づいて開始され、債権者及び債務者に申立権が認められる(13条1項第1文・第2文)。債務者による申立てには、債権者及びその債権額の目録が添付されなければならない(同項第3文)。法人の倒産手続については、取締役等にも申立権が認められる(15条1項)とともに、取締役等は、法人が支払不能になったときから3週間以内に、また、債務超過となったときから6週間以内に、倒産手続の申立てをする義務を負っている(15a条)。

倒産事件については、地方裁判所の所在地を管轄区域に含む区裁判所が、倒産裁判所(Insolvenzgericht)として、当該地方裁判所の管轄区域を管轄する(2条)。

倒産手続が開始されるのは、開始原因が存在する場合である(16条)。一般的な開始原因は支払不能であり(17条1項)、債務者が申立てをする場合には、支払不能のおそれも開始原因となり

¹ 近時の動向について、本間学「ドイツにおける民事訴訟のIT化と当事者の陳述の構造化 - ITを活用した争点整理の可能性と課題 - 」金沢法学 63 巻 1 号 (2020 年) 107 頁、本間学「ドイツ民事訴訟におけるオンライン申立て・文書提出、電子的訴訟記録の活用と視覚障害者の意思疎通の確保」金沢法学 64 巻 1 号 (2021 年) 81 頁を参照。

² COVID-19 の拡大を受けた倒産法制の改正について、Maximilian Lentz=田中麻理恵「COVID-19 とドイツの倒産動向」事業再生と債権管理 173 号 (2021 年) 47 頁を参照。

³ ただし、民事裁判の審理についてであるが、Lentz=田中・前掲 52 頁は、「COVID-19 を受けた裁判実務では、バーチャル審問期日の利用が増加しているものの、現状、COVID-19 を受けて、ドイツの裁判所のデジタル化が進んだというような明らかな傾向は見受けられない。オンラインでの審問期日を開催する裁判官も存在するが、全体としては、ドイツの司法制度は、引き続き物理的な審問期日形式に大きく依存している。」と紹介している。

⁴ ドイツの倒産手続について、木川裕一郎『ドイツ倒産法研究序説』(成文堂、1999 年)、竹下守夫監修『破産法比較条文の研究』(信山社、2014 年) 21 頁以下 [上原敏夫] 井出ゆり「ドイツの倒産手続の概要」事業再生と債権管理 161 号 (2018 年) 92 頁などを参照。

(18条1項) 法人の倒産手続においては、債務超過も開始原因となる(19条1項)。

倒産手続開始の申立てがされると、倒産裁判所は、申立てについての裁判をするまでの間について、債権者に不利益な財産状態の変動を防止するために必要な措置をとることができる(21条1項)。特に、仮倒産管財人を任命することや、債務者に対して一般的な処分禁止を命ずることなどができる(21条2項)。処分禁止を命じ、仮倒産管財人を選任する決定は公告がされ、債務者、債権者に対して債務を負う者、仮倒産管財人には別に送達される(23条1項)。

倒産手続において倒産裁判所の裁判は、口頭弁論を経ないですることができる(5条3項)。開始原因が認められる場合、倒産裁判所は、倒産手続開始決定をし、倒産管財人を選任する(27条1項)。倒産管財人には事案に適切な自然人が任命される(56条)。倒産管財人は倒産裁判所の監督に服する(58条1項)。

開始決定において、債権者に対して債権届出が催告され(28条)、債権者集会の報告期日(29条2項第2文の場合は省略できる。)と債権調査期日が定められる(29条1項)。開始決定は、直ちに公告がされ(30条1項)、債権者、債務者に対して債務を負う者及び債権者には別に送達される(30条2項)。

倒産裁判所は、送達の実施を倒産管財人に委託することができる(8条3項)。

(2) 債権者集会

債権者集会は倒産裁判所が招集する(74条1項第1文)。債権者集会に出席することができるのは、別除権を有する債権者、倒産債権者、倒産管財人、債権者委員会の構成員及び債務者である(74条1項第2文)。債権者集会の時間、場所、議事次第は、公告しなければならない(74条2項)。

債権者集会は倒産裁判所が指揮する(76条1項)。債権者集会の議決は、同意した債権者の債権額の合計が投票した債権者の債権額の合計の2分の1を超えるときに成立する(76条2項)。

(3) 報告期日

報告期日は、倒産管財人の報告を基礎として倒産手続の続行について決定する債権者集会の期日である(29条1項1号)。報告期日においては、債務者の事業を停止するか、事業を暫定的に継続するかを議決する。また、倒産処理計画を作成することを倒産管財人に委託し、倒産管財人に対して計画の目的を定めることができる(157条1項)。報告期日においては、債務者、債権者委員会、経営評議会及び管理職利益代表委員会には、管財人の報告について意見を述べる機会が与えられる(156条1項)。

(4) 倒産財団の管理・換価(159条)

倒産財団は、倒産手続開始時に債務者に帰属した財産及び債務者が倒産手続の間に取得する財産により構成される(35条1項)。倒産管財人は、倒産財団に属する財産について、倒産手続開始後に占有管理し(148条1項)、報告期日の議決に反しない限りで、その後に換価をする(159条)。

(5) 債権の届出・調査・確定

倒産債権者は自己の債権を、(日本法とは異なり)倒産管財人に、書面で届け出なければなら

い(174条1項)。倒産管財人は、届出債権を債権表(Tabelle)に記入する(175条1項)。債権表と添付書類は、届出期間の満了から調査期日までの期間の最初の3分の1の期間内は、関係人の閲覧のために倒産裁判所の書記課に備え置かれなければならない(175条1項)。その後は、債権表は倒産裁判所において管理される⁵。

債権調査期日において、届出債権の額及び順位について調査が行われる。届出債権のうち、倒産管財人、債務者又は倒産債権者が争うものについて、個別に審議がなされる(176条1項)。倒産裁判所は、届出債権について確定した額と順位、異議を述べた者を債権表に記入する(178条2項)。

(6) 配当

中間配当は、一般債権調査期日が終了した後、十分な現金が倒産財団に生ずる場合に、倒産管財人により実施される(187条)。債権者委員会が設置されているときは、その同意を得る必要がある。

最後配当は、継続的収入を除く倒産財団の換価の終了後、直ちに、倒産裁判所の同意を得て実施される(196条)。

倒産管財人は、配当を行う前に、配当がなされるべき債権の目録を作成する。この目録は、関係人の閲覧に供するため、倒産裁判所の書記課に備え置かれる。倒産管財人は倒産裁判所に対して債権の総額及び配当に充てられる金額を報告し、倒産裁判所は債権の総額及び倒産財団から配当に充てられる金額を公告する(188条)。

(7) 倒産手続の終結

倒産裁判所は、最後配当への同意をする際に、最終の債権者集会の期日を定める(197条)。最終の債権者集会は、倒産管財人による最終の会計報告(66条)の審議、最後配当における配当表への異議申立て、倒産財団に属する換価できない財産についての決定を行うことを目的としている(197条1項)。

倒産裁判所は、最後配当を終えたときは、倒産手続の終結を決定する(200条1項)。終結決定は公告される(200条2項)。

2 裁判文書の電子的やりとり(elektronischer Rechtsverkehr)

一般的に民事訴訟法の規定を準用する倒産法(InsO)4条により、電子文書の提出に関する民事訴訟法(ZPO)130a条から130d条までの規定が準用される。

同法130a条は、2001年7月13日の「私法の方式規定の現代法律行為取引への適合化法」(私法方式適合化法)⁶により新設され、同年8月1日から施行された。同条により、裁判所に書面により提出すべき文書について、裁判所の取扱いに適合する限りで、電子文書により提出することが認められた(1項)が、電子文書による提出の具体的な導入時期は連邦政府及び州政府が法規命令により定めることとされた(2項第1文)。

⁵ MK-InsO/Riedel (Münchener Kommentar zur Insolvenzordnung, Bd. 2, 4. Aufl., 2019), §175 Rn. 20.

⁶ Gesetz zur Anpassung der Formvorschriften des Privatrechts an den modernen Rechtsgeschäftsverkehr, BGBl. I 2001, S. 1542.

2004年に、裁判所・行政用メールボックス(Elektronisches Gerichts- und Verwaltungspostfach, EGVP)が導入され、登記載判所と倒産裁判所の間のような裁判所間で電子的やりとりがされるようになった。2000年代の終わりの頃には、倒産管財人と裁判所の間でも電子的なやりとりができるようになったとされる⁷。

2013年10月10日の「裁判所との間の裁判文書の電子的やりとりの促進に関する法律」⁸(e-Justice法)により民事訴訟法(ZPO)130a条1項が改正され、その改正の施行日とされる2018年1月1日⁹以降、裁判所に書面により提出すべき文書について、所定の電子文書を裁判所に提出することができることが規定され、すなわち、裁判所が電子文書を受領しなければならないこととされた。

同条2項の授権により、通信方法と裁判所の処理への適合性について、2017年11月24日に「裁判文書の電子的やりとりに関する法規命令」(Elektronischer-Rechtsverkehr-Verordnung, ERVV)¹⁰が制定された。

民事訴訟法(ZPO)130a条3項・4項により、「安全な通信方法」(sicherer Übermittlungsweg)を用いることで、個別の添付文書には電子署名を備えることなく、裁判所との間で送受信をすることができるようになった。

「安全な通信方法」については、De-Mailを利用した方法のほか、前述した裁判所・行政用メールボックス(EGVP)の通信基盤を基礎とするシステムとして、弁護士用メールボックス(besonderes elektronisches Anwaltspostfach, beA)、官庁用メールボックス(besonderes elektronisches Behördenpostfach, beBPO)¹¹、公証人用メールボックス(besonderes elektronisches Notarpostfach, beN)が導入された¹²。このうち、弁護士用メールボックス(beA)は、連邦弁護士法(BRAO)31a条により連邦弁護士会が運用する電子文書の送受信のネットワークにおいて、各弁護士に提供される専用のメールボックスである。

さらに、前掲e-Justice法により新設され、2022年1月1日に施行された¹³民事訴訟法(ZPO)130d条により、同日以降は、弁護士、官庁又は公法上の法人(その連合体を含む。)は、書面により提出されるべき文書を電子文書により提出しなければならないことが定められた(能動的使用義務)。このため、倒産管財人が弁護士である場合には、裁判所との間で電子文書の使用義務を負うことになる¹⁴。

⁷ Daniel Blankenburg, Die Digitalisierung des Insolvenzgerichts – Vergangenheit, Gegenwart und Zukunft, ZVI 2021, S. 462, S. 463.

⁸ Gesetz zur Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs mit den Gerichten, BGBl. I 2013, S. 3786.

⁹ 改正法26条1項による同法の原則的な施行日である。ただし、同法24条1項により州政府が定めた場合には、2018年12月31日又は2019年12月31日まで従前の規定が適用される。

¹⁰ Verordnung über die technischen Rahmenbedingungen des elektronischen Rechtsverkehrs und über das besondere elektronische Behördenpostfach, BGBl. I 2017, S. 3803.

¹¹ 官庁及び公法上の法人のためのメールボックスである。

¹² 2023年1月1日からは税理士用メールボックス(besonderes elektronisches Steuerberaterpostfach, beSt)が導入される予定である。

¹³ 改正法26条7項。

¹⁴ Blankenburg, a. a. O. (ZVI 2021), S. 463 は、倒産管財人が弁護士であるのか、税理士や経済学の専門家であるのかにより規律が異なることから、能動的使用義務の対象である弁護士を縮小解釈し、弁護士であっても、倒産管財人として従事している活動は使用義務の対象外ではないかとい

2021年10月5日の「裁判所との間の電子的やりとりの拡充とその他の規定の改正に関する法律」(ERVAG)¹⁵により、民事訴訟法(ZPO)130a条及び前掲「裁判文書の電子的やりとりに関する法規命令」(ERVV)が改正され、自然人及び法人一般による裁判所との間の「安全な通信方法」の利用可能性が拡充した。この改正は2022年1月1日から施行され、市民及び団体用のメールボックス(elektronisches Bürger- und Organisationenpostfach, eBO)が導入された。

民事訴訟法(ZPO)第130a条 電子文書；法規命令への授權

第1項 準備書面及びその付属書類、書面により提出されるべき当事者の申立て及び陳述並びに書面により提出された情報、証言、鑑定、翻訳及び第三者の陳述は、以下の各項の基準をみたく場合には、電子文書として裁判所に提出することができる。

第2項 [1]¹⁶電子文書は、裁判所による処理に適したものでなければならない。[2]連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、法規命令により、通信について及び裁判所による処理への適合性についての技術的な条件の枠組みを定める。

第3項 [1]電子文書は、責任者の適格電子署名が付されたものであること、又は、責任者による署名がなされたうえで、安全な通信方法により提出されることを要する。[2]第1文は準備書面に添付された付属書類には適用しない。第4項 [1]安全な通信方法は、次の各号の方法をいう。

1. 送信者がメッセージを送信する際に、De-Mail法第4条第1項第2文の意味で安全にログインをし、かつ、送信者がDe-Mail法第5条第5項に従った安全なログインであることの証明を受ける場合における、De-Mailアカウントのメールボックス及び送信サービス。

2. 連邦弁護士法第31a条に基づく弁護士用メールボックス(beA)又はこれに相応する法律上の基礎に基づいて設けられたメールボックスと、裁判所のメールセンターとの間の通信方法。

3. 本人確認手続を経て開設された官庁又は公法上の法人のメールボックスと、裁判所のメールセンターとの間の通信方法。

4. 本人確認手続を経て開設された自然人又は法人その他の団体のメールボックスと、裁判所のメールセンターとの間の通信方法。

5. 本人確認手続を経て利用される、オンラインアクセス法第2条第5項の意味での利用者アカウントのメールボックス及び送信サービスと裁判所のメールセンターとの間の通信方法。

6. 連邦政府の法規命令により、連邦参議院の同意を得て定められた、その他の連邦で統一された通信方法で、データの真正性及び完全性並びにバリアフリー(アクセシビリティ)が保証されたもの。

[2]第1文第3号から第5号までによる通信方法についての詳細は第2項第2文に基づく法規命令により定める。

第5項 [1]電子文書は、裁判所における受信のための所定の装置に保存された時点で、受信したものとする。[2]送信者に対しては受信時刻の証明が自動的に付与される。

う問題を提起している。

¹⁵ Gesetz zum Ausbau des elektronischen Rechtsverkehrs mit den Gerichten und zur Änderung weiterer Vorschriften (ERVAG), BGBl. I 2021, S. 4607.

¹⁶ [1][2][3].....は、第1文、第2文、第3文.....を示す。

第 6 項 [1]電子文書が裁判所による処理に適さない場合、その旨は、送信者に対して、受信が無効であることの指摘とともに、遅滞なく通知しなければならない。[2]送信者が、遅滞なく裁判所による処理に適した形式で文書を提出し、最初に提出した文書と内容上一致することを疎明した場合には、その文書は最初の提出時に受信されたものとみなす。

* 下線部は、前掲「裁判所との間の電子的やりとりの拡充とその他の規定の改正に関する法律」(ERVAG)による改正により変更された部分。

民事訴訟法(ZPO)第 130b 条 裁判所の電子文書

[1]この法律が、裁判官、司法補助官、裁判所事務課の書記官又は執行官に対して、自筆の署名を規定している限りにおいて、電子文書としての記録は、責任者が文書の末尾にその名前を付記し、かつ、文書に適格電子署名を付す場合には、この方式をみだす。[2]自筆の署名がされた書類が第 298a 条第 2 項により電子文書に変換された場合、この電子文書も第 1 文に掲げた方式をみだす。

民事訴訟法(ZPO)第 130c 条 様式、法規命令への授權

[1]連邦司法・消費者保護省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により電子様式を採用することができる。[2]法規命令においては、様式に含まれる入力情報の全部又は一部が構造化された機械判読可能な形式で送信されなければならないことを定めることができる。[3]様式は、法規命令で定められたインターネット上の通信プラットフォームにおいて提供されなければならない。[4]法規命令においては、第 130a 条第 3 項の規定にかかわらず、身分証明書法(Personalausweisgesetz)¹⁷ 第 18 条、eID カード法(eID-karte-Gesetz) 第 12 条又は滞在法(Aufenthaltsgesetz) 第 78 条第 5 項による電子的本人証明を使用して、様式使用者の本人確認をすることができる旨を定めることができる。

民事訴訟法(ZPO)第 130d 条 弁護士及び官庁の使用義務

[1]弁護士、官庁又は公法上の法人(その公的任務の遂行のために設置されたその連合体を含む。)によって提出される、準備書面及びその付属書類並びに書面により提出されるべき申立て及び陳述は、電子文書として送信されなければならない。[2]電子文書の送信が技術的な理由により一時的に不可能である場合には、一般規定による送付が認められる。[3]一時的に不可能であったことは、代替書面の提出の際に又はその後遅滞なく疎明されなければならない; 求めに応じて、後に電子文書が提出されなければならない。

3 送達の電子化

一般的に民事訴訟法(ZPO)の規定を準用する倒産法(InsO)⁴ 条により、電子文書の送達に関する

¹⁷ 身分証明書法(Personalausweisgesetz)の紹介として、渡辺富久子=古賀豪「ドイツにおける行政の電子化推進のための立法」外国の立法 261 号(2014 年) 38 頁、及び同 47 頁以下に掲載されている古賀豪=調査及び立法考査局ドイツ法研究会による翻訳を参照。

民事訴訟法(ZPO)の規定が準用される。

前掲 2013 年 10 月 10 日の e-Justice 法 により同法旧 174 条 3 項に挿入された同項第 4 文は、その施行日である 2018 年 1 月 1 日以降、弁護士、公証人、執行官、税理士その他職業に基づき高度の信頼性が推定される者、官庁・公法上の団体・施設等に対して、裁判所から電子文書の送達を受けるために「安全な通信方法」を開設する義務を定めた（受動的使用義務）。

さらに、前掲 2021 年 10 月 5 日の「裁判所とその他の電子的やりとりの拡充とその他の規定の改正に関する法律」(ERVAG)により民事訴訟法(ZPO)規定が改められ、2022 年 1 月 1 日から施行された。この改正により、民事訴訟法(ZPO)の旧 174 条の内容のうち、電子文書の電子的な送達について（同条 3 項と 4 項）は、新 173 条に定められた¹⁸。

まず、同条 1 項により、電子文書は「安全な通信方法」による場合にのみ、電子的に送達することができる。

次に、同条 2 項は、旧 174 条 3 項第 4 文を引き継いで、弁護士、公証人、執行官、並びに、官庁、公法上の団体又は機関について、安全な通信方法を開設しなければならないこと、税理士その他の専門的な資格で訴訟に関与する者、高度の信頼性が推定される協会及び組織について、安全な通信方法を開設すべきであることを定めている。新 173 条 2 項に掲げられた者への電子的な送達においては、これらの者が電子的な送達を受け取ると、電子的受領確認を返信し、これにより送達が証明される（同条 3 項）。

さらに、同条 4 項により、これら以外の者に対しては、その者が同意した場合に、電子文書を電子的に送達することができる¹⁹。自然人は手続ごとの同意が必要であるが、それ以外の者は一般的な同意で足りる。電子文書を提出した者は、その手続について、同意が擬制される（第 1 文～第 3 文）。同条 4 項による電子的な送達においては、受取人のメールアドレスに保存されると、送信者に自動受信確認が与えられる。受取人の認識の遅れを考慮して、受信の 3 日後に送達されたものとみなされるが、受取人が受信しなかったことや遅れて受信したことを証明した場合はその限りではない（第 4 文・第 5 文）。

民事訴訟法(ZPO)第 173 条 電子文書の送達

第 1 項 電子文書は、安全な通信方法によってのみ電子的に送達することができる。

第 2 項 [1]以下の各号に掲げる者は、電子送達のための安全な通信方法を開設しなければならない。

1. 弁護士、公証人、執行官、並びに
2. 官庁、公法上の団体又は機関。

[2]税理士その他の専門的な資格で訴訟に関与する者、高度の信頼性が推定される協会及び組織は、電子送達のための安全な通信方法を開設すべきである(soll)。

第 3 項 [1]第 2 項に掲げた者に対する電子送達は、裁判所に対して送信されるべき電子的受領確認により、証明される。[2]その送信には、送達の際に裁判所から提供される構造化データセ

¹⁸ 連邦政府の提案理由について、Drucksache 19/28399, S. 34ff.

¹⁹ 同意を要件とすることにより、送達の効果から受取人を保護し、受取人がメールアドレスにおける受信を確認すべき義務を認識することを確保しようとしている。

ットを使用しなければならない。[3]裁判所が構造化されたデータセットを提供しない場合、電子的受領確認は電子文書（第 130a 条）として裁判所に送信されなければならない。

第 4 項 [1]第 2 項に掲げる者以外の者に対しては、その者が手続ごとに電子文書の送達に同意した場合に限り、電子文書を電子的に送達することができる。[2]電子文書の提出により、手続ごとに、この同意がされたものとみなされる。[3]自然人以外の者は、一般的に同意をすることができる。[4]電子文書は、自動化された受信通知により証明され、受取人が開設したメールボックスにおいて受信した日から 3 日後に送達されたものとみなされる。[5]第 4 文の規定は、受取人が、文書を受信しなかったこと、又は、より遅い時点で受信したことを証明した場合には、適用しない。

4 電子公告

公告については、2007 年 7 月 1 日から電子公告に移行している²⁰。倒産法(InsO)9 条 1 項は、公告がインターネットを通じて行われることを定めている。電子公告は、インターネット上において、すべての州、倒産裁判所の手続についての統一的なプラットフォームとして、ポータルサイト www.insolvenzbekanntmachungen.de において行われている²¹。現在では、EU の司法ポータルサイト e-justice.europa.eu²²において検索することも可能である。

公告の効力は、公表後 2 日の経過により生じる（9 条 1 項第 3 文）。公告が効力を生じると、送達の効力が生じる（9 条 3 項）。また、倒産手続開始後に債務者に対して債務の履行として給付をした者は、手続開始を知らなければ債務を免れ、公告前であれば知らなかったことが推定される（82 条）が、公告が効力を生じた後は、知らなかったことの証明責任を負うと解されている。

倒産法(InsO)第 9 条 公告

第 1 項 [1]公告は、州を越えて統一的になされるインターネットを通じた*)公表により行う；公表は抜粋して行うことができる。[2]この場合、債務者は正確に表示されなければならない。特に、債務者の住所及び営業所が示されなければならない。[3]公告は、公表の日の後、さらに 2 日が経過したときに効力を生ずる。

第 2 項 [1]倒産裁判所は、州法が定める場合は、追加の方法で公表をさせることができる。[2]連邦司法・消費者保護省は、法規命令(Verordnung)により、連邦参議院の同意を得て、州を越えて統一的になされるインターネットを通じた公表についての詳細を規定することを、授權される。[3]その際には、特に、(データの)抹消期限を定め、かつ、公表されたものについて次の各号の要件をみたすことを確保する規定を定めることを要する。

- 1 損傷なく、完全でかつ最新のものであること
- 2 いつでもその根拠をたどることができること

²⁰ 電子公告の問題点について、佐藤鉄男「情報としての倒産公告の意義と問題点」中央ロー・ジャーナル 14 巻 3 号（2017 年）87 頁を参照。

²¹ 規則の改正への対応等のための技術的な理由により、2018 年 1 月 1 日以降の手続と、2017 年 12 月 31 日までの手続とで、検索画面のウェブページが分けられている。

²² https://e-justice.europa.eu/246/EN/bankruptcy_amp_insolvency_registers__search_for_insolvent_debtors_in_the_eu

第3項 この法律が公告のほかに個別の送達をなすべきことを定めている場合においても、公告は、全ての関係人に対する送達の証拠として十分である。

*) www.insolvenzbekanntmachungen.de

倒産法(InsO)9条2項第2文の授權を受けて、連邦司法・消費者保護省により、「インターネットによる倒産手続における公告に関する法規命令」(InsoBekV)²³が定められている。

電子公告の閲覧は、このサイトの検索画面において検索項目に入力し²⁴、検索条件に該当する検索結果の一覧から選択することにより行われ、すべての州のすべての倒産裁判所を検索の対象とすることができる。ただし、債務者が消費者である場合(304条参照)には、同法規命令2条第1文3号により、公表から2週間が経過すると、検索条件として、倒産裁判所が特定され、かつ、「債務者の名字」、「債務者の住所地」又は「事件記録番号」のいずれか1つが入力された場合のみ、情報を取得することができる(2019年10月14日の法規命令²⁵による改正(2021年6月30日施行)前は、消費者以外の自然人及び法人についても同様に定められていたが、EUの規律に合わせて改められた)。

また、同法規命令3条1項・2項により、倒産手続及び免責手続について公表された情報は、倒産手続の終結又は手続廃止の確定から6か月が経過すると、抹消される。

インターネットによる倒産手続【及び事業再建手続】における公告に関する法規命令(InsoBekV)

第1条 原則

[1]倒産手続におけるインターネット上の公告は、本法規命令の要件をみたさなければならない。[2]公表内容には、倒産法又は倒産手続における公告を定めるその他の規定により公表されるべき情報のみを含めることができる。【[3](略)】

第2条 データの安全性、不正使用からの保護

第1項 [1]適切な、技術的かつ組織的措置により、データについて次の各号に掲げたことが保障されなければならない

1. 倒産裁判所又は倒産管財人から公表についての所管官署への電子送信の際に少なくとも先進電子署名がされること。

²³ Verordnung zu öffentlichen Bekanntmachungen in Insolvenzverfahren 【und Restrukturierungssachen】 im Internet.

²⁴ 旧ポータルサイト(alt.insolvenzbekanntmachungen.de)における検索システムの問題点を指摘する連邦通常裁判所の決定として、BGH, Beschluss vom 10.10.2013, ZVI 2014, 32がある。公告の閲覧をしようとした者が、「債務者の商号又は名字」の検索ボックスに債務者の名字と名前を入力したため、検索結果に当該債務者が表示されず、そのため、公告を認識できなかったことが問題になった。

新ポータルサイト(neu.insolvenzbekanntmachungen.de)について、Daniel Blankenburg, Reform des Insolvenzportals, ZVI 2021, 245.

²⁵ Erste Verordnung zur Änderung der Verordnung zu öffentlichen Bekanntmachungen in Insolvenzverfahren im Internet vom 14. Oktober 2019. この改正の資料については連邦司法・消費者保護省のサイト(https://www.bmj.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/DE/Oeffentliche_Bekanntmachung_im_insolvenzverfahren_im_internet.html)を参照。

2. 公表の間、損傷されず、完全でかつ最新の状態が維持されること。

3. 債務者が独立した経済活動を行っていない、かつ行ったことがない自然人である場合における倒産手続については、遅くとも公表の初日から2週間経過後には、検索において、倒産裁判所の所在地及び次に掲げる入力情報のうち少なくとも一つを含む場合にのみ、情報を取得することができる：

a) 名字

b) 債務者の住所地、又は

c) 倒産裁判所の事件記録番号

[2]第1文第3号aからcの入力情報は、識別可能なものであれば、不完全であってもよい。

第2項 [1]第1項第2文による検索結果として、まずは、該当するデータレコードの一覧のみが送信され、その一覧には第1項第1文第3号aからcのすべてのデータのみを含むことができる。[2]倒産法により公表されるべきその他のデータは、利用者に対応するデータレコードを、一覧から選択した場合にはじめて、送信される。

第3条 抹消期限

第1項 [1]電子情報通信システムによってなされる開始手続を含む倒産手続の情報の公表は、倒産手続の終結又は手続廃止の確定から遅くとも6か月後には削除されなければならない。[2]この期間は、手続が開始されない場合には、公表された保全処分の取消しから開始される。

第2項 第1項第1文の規定は、倒産法第289条の規定による決定を含む免責手続における公表について準用され、その期間は、免責の決定が確定したときに進行を開始する。

第3項 倒産法に基づくその他の公表データは、公表の初日から1か月後に削除する。

【第4項 (略)】

第4条 閲覧権

倒産裁判所は、何人も、合理的な範囲内で、無償で、公告を知ることができるように確保しなければならない。

第4a条 準用

第2条から第4条は、会社登記簿(商法第8b条)を経由して行われるデータの取得に準用する。

第5条 経過措置

(略)

【】内は、2020年12月22日の「再生法及び倒産法の更なる発展のための法律」(SanInsFoG)²⁶により改正される部分であり、この改正は2022年7月17日から施行される。事業再建手続に

²⁶ Gesetz zur Fortentwicklung des Sanierungs- und Insolvenzrechts (Sanierungs- und Insolvenzrechtsfortentwicklungsgesetz - SanInsFoG), BGBl. I 2020, S. 3256.

おける公告に関する規定を追加するものであり、翻訳は省略した。

5 事件記録の電子化

一般的に民事訴訟法(ZPO)の規定を準用する倒産法(InsO)⁴条により、訴訟記録の電子化を定める民事訴訟法(ZPO)298a条が準用される。

2005年3月22日の「司法通信法」(Justizkommunikationsgesetz)²⁷により、裁判所が事件記録を電子的に取り扱うことができることが定められた(民事訴訟法(ZPO)298a条1項)が、具体的な導入時期は連邦政府及び州政府が法規命令により定めることとされた。2017年7月5日の「司法における電子記録の導入及び裁判文書の電子的やりとりの更なる促進に関する法律」(e-Justice 法)²⁸により、2026年1月1日まではすべての訴訟記録が電子的に取り扱われることが定められた(同条1a項)。

事件記録が電子的に取り扱われる場合には、紙媒体により提出された文書は電子文書に変換されて、管理される(同条2項)。

民事訴訟法(ZPO)第298a条 電子記録；命令への授權

第1項 [1]訴訟記録は電子的に管理することができる。[2]連邦政府及び州政府は、法規命令により、その領域について、電子記録の管理が開始される時点、並びに電子記録の形成、管理及び保管のための組織的及び技術的な条件の枠組みを定める。[3]州政府は法規命令によりこの権限を州の司法行政機関に委譲することができる。[4]電子記録の使用は、個別の裁判所又は手続に限定して認めることができる；手続が限定される場合、電子的に記録が管理されるべき手続が公表される行政規則(Verwaltungsvorschrift)により規定されることを、法規命令において定めることができる。

第1a項 [1]訴訟記録は2026年1月1日から電子的に管理される。[2]連邦政府及び州政府は、それぞれその領域について、法規命令により、遵守されるべきバリアフリー(アクセシビリティ)の要件を含む、電子記録の形成、管理及び保管のための、組織的な、及び技術水準に対応した技術的な条件の枠組みを定める。[3]連邦政府及び州政府は、それぞれその領域について、法規命令により、紙媒体で作成された記録を引き続き紙媒体で管理することを定めることができる。[4]州政府は、法規命令により、第2文及び第3文に基づく権限を、民事裁判を所轄する州の最上級の機関に移譲することができる。[5]連邦政府の法規命令は連邦参議院の同意を要しない。

第2項 [1]訴訟記録が電子的に管理される場合、紙媒体で提出されている書類及びその他の資料は、技術水準に応じて、その原本に代わるものとして電子文書に変換されなければならない。[2]電子文書が提出されている書類その他の資料と視覚的及び内容的に一致することが、確保されなければならない。[3]電子文書は、変換に用いられた手順及び視覚的及び内容的な一致を示す変換証明を備えるべきものとする。[4]責任者による自筆の署名がなされた裁判所の書類が電子文書に変換される場合、変換証明は、裁判所書記課の書記官による適格電子署名を備えな

²⁷ Gesetz über die Verwendung elektronischer Kommunikationsformen in der Justiz, BGBl. I 2005, S. 837.

²⁸ Gesetz zur Einführung der elektronischen Akte in der Justiz und zur weiteren Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs, BGBl. I 2017, S. 2208.

ればならない。[5]紙媒体で提出された書類及びその他の資料は、返還が義務付けられていない場合は、電子文書への変換から 6 か月後に廃棄することができる。

電子記録については、例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州においては、同州の「通常裁判権の裁判所における民事及び家事事件の電子的な記録管理についての法規命令」²⁹により定められている。電子記録の開始については、同法規命令 1 条により、その別表 1 に記載された裁判所において開始され、対象となる手続は行政規則として告示³⁰される。一般処分(Allgemeine Verfügung)において定められた日以降に新たに作成された事件記録は電子的に管理され、その日までに紙媒体で作成された事件記録は引き続き紙媒体で管理される。

電子記録の開始時期は、同じ州でも、裁判所ごとに異なり、同じ裁判所であっても、事件の種類ごと、部(Abteilung)ごとに異なることがある。開始時期の例として、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では、2022 年 2 月 22 日の同州司法省の一般処分³¹において定められたところによると、事件記録符号”IK”の消費者倒産手続(304 条)について、ボン区裁判所(Amtsgericht)においては 2020 年 8 月 17 日から、ケルン区裁判所においては 2022 年 1 月 1 日から電子化が開始されており、デュッセルドルフ区裁判所においては 2022 年 3 月 28 日から電子化が開始される。

6 事件記録のオンライン閲覧

倒産裁判所の電子化された事件記録の閲覧については、倒産法(InsO)4 条により、電子化された訴訟記録の閲覧についての民事訴訟法(ZPO)299 条が準用される。

同条により、訴訟記録について、当事者は閲覧及び謄本等の交付を受けることができ(1 項)、また、法律上の利益を疎明した第三者は閲覧が認められる(2 項)、電子記録の閲覧は、通常は、インターネットによりダウンロードすることにより行われるが、裁判所の端末による記録の閲覧も認められる(3 項)。

民事訴訟法(ZPO)第 299 条 記録の閲覧；謄本

第 1 項 当事者は、訴訟記録を閲覧し、及び、訴訟記録につき、(裁判所の)書記課を通じて、正本、抄本及び謄本を交付させることができる。

第 2 項 裁判所の所長(Vorstand)は、法律上の利益が疎明された場合に限り、当事者の同意なく、第三者に記録の閲覧を許すことができる。

第 3 項 [1]事件記録が電子的に管理されている場合、裁判所の事務課は、記録の内容を取得(ダウンロード)できるようにすることにより、又は記録の内容を安全な送信手段により送信することにより、記録の閲覧をさせなければならない。[2]特別の申立てがある場合には、事務室で記録を閲覧する方法により、記録の閲覧をさせる。[3]記録の出力書面又は記録の内容を入れた

²⁹ Verordnung zur elektronischen Aktenführung bei den Gerichten der ordentlichen Gerichtsbarkeit im Land Nordrhein-Westfalen in Zivil- und Familiensachen (eAkten-Verordnung in Zivil- und Familiensachen - eAktVOZivFam).

³⁰ 告示は、一般処分(Allgemeine Verfügung)として同州の司法省公報(Justizministerialblatt, JMBl, <https://www.justiz.nrw/JM/jmbl/index.php>)においてなされる。

³¹ Elektronische Aktenführung bei den Gerichten der ordentlichen Gerichtsbarkeit im Land Nordrhein-Westfalen in Zivil- und Familiensachen, JMBl., NRW, Nr. 5 vom 1. März 2022, S. 99ff.

情報媒体は、特に理由が示されるべき申立てに基づき、申立人が正当な利益を説明した場合にのみ、引き渡される。[4]第1文に定められた方法による記録の閲覧をすることが重要な理由によりできない場合、申立てがなくとも、第2文及び第3文に定められた方法による記録の閲覧をさせることができる。[5]第3文による申立てについての裁判に対しては、不服申立てをすることができない。

第4項 判決、決定及び処分の草稿、それらの準備のために供された成果物及び評決に関する書類は、これを閲覧に供することも、謄本により内容を知らせることもしない。

民事訴訟法(ZPO)第299a条 情報媒体による保管

[1]訴訟記録が、正規の原則に従い、原本に代わるものとして、画像その他の情報媒体に変換され、その出力内容と原本とが一致することの証明文書がある場合には、その正本、抄本及び謄本は、その画像又は情報媒体から作成し、付与することができる。[2]この場合、原本に付すべき注記は、(原本との一致の)証明文書にする。

電子記録の閲覧は、申立人による閲覧の申立て 裁判所による審査・承認 裁判所によるサーバーへのアップロード 裁判所による閲覧ポータルサイト³²へのリンクと接続データ³³の送信、申立人への接続データの通知 申立人による閲覧ポータルサイトへの接続データの入力 閲覧ポータルサイトによる のサーバーへの接続と申立人による電子記録のダウンロード、という手順で行われる³⁴。このように情報保護の観点から、閲覧を求める関係人(債権者)ごとに事件記録がアップロードされる。債権者が多数の場合に、この作業が倒産裁判所の相当な負担となるという問題が指摘されている³⁵。

7 電子的債権者情報システム

従来から、倒産管財人と債権者との間のインターネットによる情報のやりとりのためのシステムとして、電子的債権者情報システム(elektronisches Gläubigerinformationssystem, GIS)が利用されている³⁶。

³² バーデン＝ヴュルテンベルク州司法省により閲覧ポータルサイト www.akteneinsichtportal.de が運用されている。

³³ 弁護士用メールボックス(beA)その他の裁判所・行政用メールボックス(EGVP)を基盤とするシステムのメールボックスを持っている場合には、そのID(SAFE-ID)が、閲覧ポータルサイトへのアクセスに用いられる。

³⁴ バーデン＝ヴュルテンベルク州司法省の説明(https://ejustice-bw.justiz-bw.de/pb/Lde/Startseite/Behoerden/Akteneinsicht+und+_austausch)、閲覧ポータルサイトの説明(<https://www.akteneinsichtportal.de/hilfe>)、PG/Deppenkemper (Prütting/Gehrlein, ZPO-kommentar, 13. Aufl., 2021) § 299 Rn.10 を参照。

³⁵ Blankenburg, a. a. O. (ZVI 2021), S. 464.

³⁶ 民間によりシステムが提供されている。その例として、STP Informationstechnologie GmbH によるGIS 4.0(<https://www.stp-online.de/produkt/insolvenzbearbeitung/glaebigerinformationssystem-gis-4-0/>)がある。独自のシステムを導入している弁護士事務所もある。Markus Lüdtke, Die neue gesetzliche Regelung zum elektronischen Gläubigerinformationssystem (§5 Abs. 5 InsO), ZVI 2021, S. 91, S. 92.

前掲 2020 年 12 月 22 日の「再生法及び倒産法の更なる発展のための法律」(SanInsFoG)により、倒産手続の手續原則を定める倒産法(InsO)5 条に、第 5 項が追加され、債務者が中規模又は大規模の企業である場合には、電子的債権者情報システムの使用が義務とされ、それ以外の場合にも使用すべきであるとされた。この改正は、2021 年 1 月 1 日から施行された。

倒産法(InsO)第 5 条 手續原則

第 5 項 [1]倒産管財人は、債権届出をした各倒産債権者に、倒産裁判所のすべての裁判、他の債権者の債権にのみ関するものを除き倒産裁判所に送られたすべての報告、及び自己の債権に関するすべての文書を、一般的なファイル形式で提供することができる電子的債権者情報システムを提供すべきである(soll)。[2]債務者が前年度に第 22a 条第 1 項に掲げる 3 つの基準のうち少なくとも 2 つをみたしている場合、倒産管財人は電子的債権者情報システムを維持し、第 1 文に掲げる文書について遅滞なく電子的なデータのダウンロードができるようにしなければならない(muss)。[3]倒産管財人は、閲覧権者がアクセスに必要なデータを遅滞なく利用できるようにする。

(参考) 倒産法(InsO)第 22a 条

第 1 項 債務者が前年度において次の 3 つの基準のうち少なくとも 2 つをみたす場合³⁷、倒産裁判所は、第 21 条第 2 項第 1a 号の規定に従い、仮債権者委員会を設ける。

1. 商法(HGB)第 268 条第 3 項に規定する借方に計上された欠損額を控除した後における貸借対照表総額が少なくとも 600 万ユーロあること；
2. 決算日の前 12 か月間における売上高が少なくとも 1200 万ユーロあること；
3. 年間を通じた平均の従業員数が少なくとも 50 人いること。

この改正については、連邦政府の提案理由において、次のような説明がされている³⁸。「電子的債権者情報システムは、すでに現在でも多くの倒産管財人によって提供されている。まず、5 条 5 項第 1 文の新規定により、管財人の側で情報の電子的な提供がなされる。この規定により、債権者にとって、情報を困難なく電子的に取得することができ、手間が軽減されることに加え、裁判所にとっても、債権者からの手続の状態や債権調査の状況に関しての問い合わせが減少することが見込まれ、負担軽減になる。一定規模の債務者企業では、電子的債権者情報システムは必須のものと定められている(第 2 文)。閲覧権限を有するのは、原則として、倒産手続に参加する意思を表明したすべての債権者である。倒産管財人は、債権者の地位の有無を、アクセス情報を利用可能にする前に、調査しなければならない。債権者の地位は、多くの場合には、単に債務者の帳簿と照らし合わせることで把握することができる。この場合には、調査期日より前であってもアクセスできるようにすることができる。アクセスは遅くとも届出がされた債権の裁判による確定直後には認められなければならない。/ 電子的債権者情報システムを使用する場合、倒産手続を行う裁判所にも閲覧可能性が認められなければならない。」

³⁷ 商法(HGB)267 条 1 項 (小規模資本公司)の規定を参照。

³⁸ Drucksache 19/24181, S. 192.

同条 5 項が定めている義務的提供内容は、倒産裁判所の裁判、倒産裁判所に送られた報告（他の債権者の債権のみ関するものを除く。）当該債権者の債権に関する文書である。同条は、これら から のそれぞれについて、すべてを対象として定めている。

同条 5 項において情報が提供されるべきであるのは届出債権者に対してであるが、債権届出前であっても、倒産管財人において債権者に対して閲覧を認めることができる。運用としては、倒産管財人が、債権者に対して、開始決定と債権届出の催告（30 条 2 項、28 条 1 項、8 条 3 項）とともに電子的債権者情報システムの認証用のパスワードを送達している³⁹。上記提案理由に述べられているように、倒産管財人に対する監督（58 条）のために、倒産裁判所にも閲覧が認められるものとされている⁴⁰。

電子的債権者情報システムによる情報提供については、個人情報の保護と不正利用の防止の観点から、電子公告と同様の基準が妥当すべきであると主張されている⁴¹。

8 電子的債権届出

債権届出は書面によりすることが原則とされている（174 条 1 項）が、倒産管財人が明示的に同意した場合に限り、電子文書の送信により債権届出をすることができる（174 条 4 項第 1 文）。その限りで、債権者は、例えば、電子メールにより債権届出をすることができる。また、倒産管財人が債権者にアクセスコードを送信し、債権者が倒産管財人のインターネットサイト上で届出をするということもできる⁴²。電子情報処理システムが提供される場合には、債権者はシステム上で債権届出をすることができる。

倒産管財人が電子的債権届出を認める場合であっても、債権者が電子的に届出をすることは義務ではない。倒産管財人や倒産裁判所の負担軽減のために、電子的な届出を原則として義務付けるべきであるという提言⁴³もあるが、インターネットへの障壁のないアクセスが確保されていないことなどから、義務化に反対する見解も主張されている⁴⁴。

同項第 2 文は、電子文書の送信により債権届出がされる場合について、「この場合に債権の発生を証明する文書を遅滞なく提出しなければならない」と規定し、債権届出に添付されるべき債権を証明する証書（174 条 1 項第 2 文）は紙媒体で提出しなければならないことを定めていたが、前掲 2020 年 12 月 22 日の「再生法及び倒産法の更なる発展のための法律」（SanInsFoG）により、次の下線部のように改められ、証書についても、電子請求書の送信による提出を認め、倒産管財人又は倒産裁判所が請求する場合にのみ紙媒体で提出すればよいことが定められた。

倒産法（InsO）174 条 債権の届出

第 1 項 [1]倒産債権者はその債権を書面により倒産管財人に届出をしなければならない。[2]届

³⁹ Lüdtke, a. a. O. S. 92.

⁴⁰ Lüdtke, a. a. O. S. 92.

⁴¹ Lüdtke, a. a. O. S. 92.

⁴² MK-InsO/Riedel, §174 Rn. 21a.

⁴³ 2018 年 7 月 11 日のドイツ倒産管財人連盟による提言„Eckpunktepapier Insolvenzverfahren 4.0“ (<https://www.vid.de/initiativen/eckpunktepapier-insolvenzverfahren-4-0/>).

⁴⁴ Frank Frind, „Digitalisierung“ im Insolvenzverfahren – nützliche oder kontraproduktive Verfahrensmöglichkeiten?, ZinsO 34/2020, S. 1743, S. 1751.

出には、債権を証明する証書の写しが添付されるべきである(soll)。([3] (略))

第4項 [1]債権届出は、倒産管財人が明示的に同意している場合には、電子文書の送信によりすることができる。[2]この場合には、第1項第2文に規定する証書として、電子請求書を送信することができる。倒産管財人又は倒産裁判所が請求する場合には、証書の出力書面、写し又は原本が、提出されなければならない。

* 下線部は、前掲 2020 年 12 月 22 日の「再生法及び倒産法の更なる発展のための法律」(SanInsFoG)の改正により変更された部分。

この改正については、連邦政府の提案理由において、次のような説明がされている⁴⁵。「倒産管財人が電子的債権届出を認めた場合であっても紙媒体で証書を提出すべきであるという「べき」(Soll)規定は妥当しない。今後は電子的債権届出において証明文書を電子的に送信することができる。原本、紙媒体の写し又は出力書面の送付は、倒産管財人により、又は倒産裁判所により特に求められた場合にのみ必要である。さらに、「電子請求書に関する命令」⁴⁶に基づく電子請求書が、第174条第1項第2文の意味での債権を証明する「証書」に該当することが、明確化された。」

現状において、電子的債権届出については、倒産裁判所が電子的な証書に対応できない場合、倒産管財人が倒産裁判所には証書を紙媒体で提出しなければならず(「媒体の分断」)、そのため、倒産管財人も電子的債権届出を認めない、という問題が指摘されている⁴⁷。

9 債権表の電子的な情報処理

倒産法(InsO)5条4項は、表(Tabellen)や目録(Verzeichnisse)(例えば、議決権目録(239条))を機械により作成し、処理することができることを定め、倒産裁判所における電子的な情報処理(elektronische Datenverarbeitung, EDV)を認めている⁴⁸。詳細は州の法規命令により規定される⁴⁹。なお、倒産管財人や債務者が、債権表(175条)や目録(例えば、財団目的物の目録(151条)、債権者目録(152条)、財産目録(153条)、配当表(188条))を機械により作成し、処理することができるのは、(5条4項に基づくのではなく)当然のことであるとされている⁵⁰。

倒産法(InsO)第5条 手続原則

第4項 [1]表及び目録は、機械により作成し、処理することができる。[2]州政府は、法規命令

⁴⁵ Drucksache 19/24181, S. 199.

⁴⁶ Verordnung über die elektronische Rechnungsstellung im öffentlichen Auftragswesen des Bundes (E-Rechnungsverordnung, E-RechV) vom 13. Oktober 2017.

⁴⁷ Blankenburg, a. a. O. (ZVI 2021), S. 465.

⁴⁸ MK-InsO/Ganter/Bruns (Münchener Kommentar zur Insolvenzordnung, Bd. 1, 4. Aufl., 2019), §5 Rn. 90.

⁴⁹ 例えば、「ノルトライン＝ヴェストファーレン州の倒産事件における表及び目録並びに関連文書の電子的な運用及び提出に関する法規命令」。Verordnung über die elektronische Führung und Einreichung der Tabellen und Verzeichnisse sowie der dazugehörigen Dokumente in Insolvenzverfahren im Land Nordrhein-Westfalen (eTabelle Insolvenzordnung, eTab InsO).

⁵⁰ MK-InsO/Ganter/Bruns, §5 Rn. 91.

により、表及び目録の運用、その電子提出、並びに関連文書の電子提出及びその保管について詳細な規定を定める権限を有する。[3]その際、州政府は、電子提出のデータフォーマットの仕様も作成することができる。[4]州政府は、州の司法行政機関に権限を移譲することができる。

債権届出を受けた倒産管財人が電子的に債権表を作成する場合、倒産裁判所の書記課における債権表の閲覧(175条1項)は電子的に行われ⁵¹、閲覧権者が書記課において端末を通じて電子債権者表の閲覧をすることができるようにする⁵²。追加的な方法として、閲覧権者にインターネットを通じて閲覧させることもできるという見解もある⁵³。

前述したように、その後の債権表の運用は、裁判所によりされることになる。

倒産管財人と倒産裁判所との間での債権表及び付属文書の電子的な交換については、裁判所・行政用メールボックス(EGVP)の容量という技術的な問題が指摘されている⁵⁴。

10 債権者集会のオンライン出席

債権者集会の期日に、債務者、債権者その他の出席する資格を有する者がインターネットを利用するなどしてオンラインで出席することができるのかについては必ずしも明確ではなく、「当事者公開」という債権者集会の性格が確保されるのかという問題点が指摘されていた⁵⁵。

前掲 2020年12月22日の「再生法及び倒産法の更なる発展のための法律」(SanInsFoG)による改正により、民事訴訟法(ZPO)の準用を定める倒産法(InsO)4条に同条第2文が追加され、この改正は2021年1月1日に施行された。

この改正により、第1に、法廷外の場所に所在して訴訟行為をすることを認める民事訴訟法(ZPO)128a条の規定の準用が明示され、債権者集会において出席する資格を有する者が、会場以外の場所に所在して、インターネットを利用するなどして集会に出席することができることが明確化された。しかし、倒産裁判所の裁量によりオンライン出席を認めないこともでき、また、オンライン出席が認められる場合であっても、出席する資格を有する者が会場に出席することは否定されない。

第2に、出席者以外の者が見聞きできないようにし、「当事者公開」の性格を確保すべく、出席者に対して、音声・映像の録音・録画をしない義務、及び第三者が知覚することを防止する措置を確保する義務が、債権者集会の呼出状において指示されるものとされた。

⁵¹ 例えば、「ノルトライン＝ヴェストファーレン州の倒産事件における表及び目録並びに関連文書の電子的な運用及び提出に関する法規命令」第4条。

⁵² MK-InsO/Riedel, §175 Rn. 2.

⁵³ Uhlenbruck/Sinz (Uhlenbruck, Insolvenzordnung Kommentar, 15. Aufl., 2019), § 175, Rn. 22.

⁵⁴ Blankenburg, a. a. O. (ZVI 2021), S. 464. 債権者が10万人、債権者1人あたり平均5件の付属書類があるとすると、合計1000MB、データ件数200件の裁判所・行政用メールボックス(EGVP)の上限を超えることになり、この場合は、物理的記録媒体が利用されることになるという。

⁵⁵ 改正前の議論について、MK-InsO/Ehricke/Ahrens, §76 Rn. 13.

なお、株主総会については、2009年7月30日の改正(BGBl. I 2009, S. 2479)後の株式法(AktG)118条1項第2文により、株主が会場に所在することなく、電子的な方法で権利を行使することができることを、定款において定め、又は取締役会が定めることを授權することができる。

倒産法(InsO)4 条

[1]倒産手続には、この法律に特別の定めがない限り、民事訴訟法の規定が準用される。[2]民事訴訟法第 128a 条の規定は、債権者集会並びにその他の集会及び期日については、出席者に対して、その呼出状において、故意に音声及び映像の録音・録画をしない義務、並びに第三者が音声及び映像の送受信を知覚できないことを適切な措置により確保する義務が指摘されることを条件として、準用される。

* 下線部は、前掲 2020 年 12 月 22 日の「再生法及び倒産法の更なる発展のための法律」(SanInsFoG)の改正により追加された部分。

(参照) 民事訴訟法(ZPO)128a 条⁵⁶

第 1 項 [1]裁判所は、当事者、その代理人及び補佐人に対して、申立てにより又は職権で、口頭弁論が行われている間、法廷以外の場所に所在して、訴訟行為をすることを許可することができる。[2]この場合、口頭弁論は、映像と音声により当該場所と法廷に同時に中継される。

第 2 項 [1]裁判所は、申立てにより、証人、鑑定人又は当事者に対して、尋問が行われている間、法廷以外の場所に所在することを許可することができる。[2]この場合、尋問は、映像と音声により当該場所と法廷に同時に中継される。[3]当事者、代理人及び補佐人が、法廷以外の場所に所在することを許可されている場合、尋問は当該場所にも中継される。

第 3 項 [1]中継は記録(録音・録画)されない。[2]第 1 項第 1 文及び第 2 項第 1 文の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

この改正については、連邦政府による提案理由において、次のような説明がされている⁵⁷。「新規規定は倒産裁判所や出席資格を有する者に新たな義務を負わせるものではなく、任意の選択肢を追加するものにすぎない。個々の事件においてオンライン出席の可能性を認めるかどうかは裁判所の裁量に委ねられている。裁量権を行使する際には、倒産裁判所において特に次のような条件をみたす技術的設備の使用可能性が考慮されなければならない。すなわち、十分な信頼性をもって作動すること、データ保護とデータの安全性における懸念が考慮されたものであること、効果的な集会の運営が可能であること、個々の投票の前に本人確認及び出席資格並びに投票権について信頼のできる審査が確保されること、すべての出席者にとって資料の閲覧や、裁判所や他の出席者との間の通信を含むその権利の実効的な行使が可能であることである。」

⁵⁶ 民事訴訟法(ZPO)128a 条に関する最近の議論状況について、笹田栄司「民事裁判手続の IT 化と憲法」判時 2505 号(2022 年)108 頁、111 頁以下を参照。

⁵⁷ Drucksache 19/24181, S. 191f.

フランス

東京大学 垣内秀介

．はじめに

本稿では、フランスの裁判上の倒産処理手続における IT 利用の状況について、簡単な紹介を試みる。以下では、まず、前提的な事項として、フランスにおける裁判所制度及び裁判手続に関する主要な法源（ ）、また、民事事件一般における IT 化の概況を確認した上で（ ）、フランスにおける各種の倒産処理手続を概観し（ ）、そこでの IT 利用の状況について、法律上、裁判上の企業倒産処理手続の原則形態としての位置づけを与えられている企業救済手続（sauvegarde）を中心に、紹介する（ ）。

なお、以下の紹介にあたっては、調査期間の制約上、現地調査等を実施することはできなかったため、もっぱら日本において入手可能な文献等やインターネット上の各種情報に依拠している。

．裁判所制度、法源等

1．裁判所制度

フランスの裁判所制度の基本的な特色¹としては、連邦制を採用していないことに伴い、全国的に一元的な制度が採用されていること、裁判所が司法系統の裁判所（juridictions de l'ordre judiciaire）と行政系統の裁判所（juridictions de l'ordre administratif）とに大別され、行政訴訟を除く狭義の民事訴訟については、前者の司法裁判所が管轄すること、司法系統の裁判所の中で、普通法上の裁判所（juridictions de droit commun）に加えて、各種の例外裁判所（juridictions d'exception）が存在し、専門分化が進んでいること、しかし、5つの裁判権が分立し、それぞれが最高裁判所を有するドイツ法と異なり、司法系統の裁判所に関する限り²、単一の最上級審裁判所である破毀院（Cour de cassation）の下に置かれていることなどが挙げられる。

司法系統の裁判所の構成は、最近に至るまで各種の変遷を重ねているが³、2020年から現在に至る構成は、次の頁の図に示す通りである。

図中に示された各種の裁判所のうち、民事の第一審における普通法上の裁判所は、「司法裁判所（tribunal judiciaire）」⁴であり、例外裁判所としては、農事賃貸借同数裁判所、労働審判所、

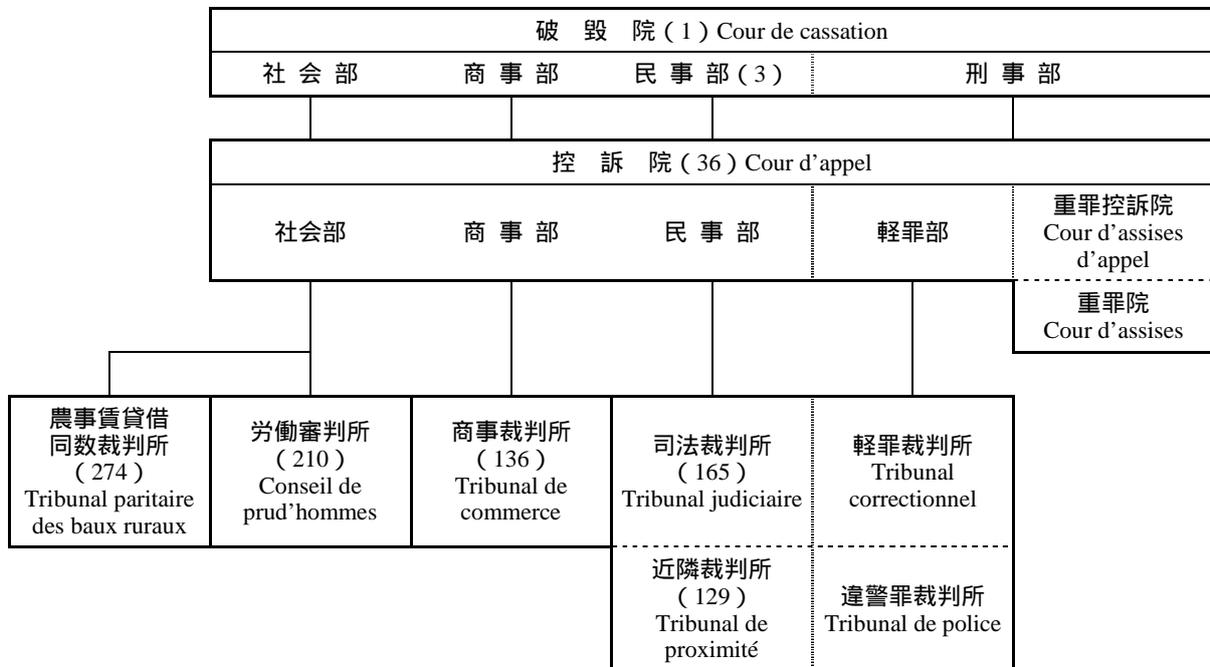
¹ 概観として、垣内秀介「裁判所の構成」岩村正彦ほか編『現代フランス法の論点』41頁以下（東京大学出版会、2021）及びそこに所掲の諸文献を参照。

² 行政系統における最上級審の裁判所は、国務院（Conseil d'État）である。

³ 概観として、垣内・前掲（注1）45頁以下参照。

⁴ 司法裁判所は、司法の2018年から2022年までの計画及び改革に関する2019年3月23日の法律第222号により、1958年から2019年まで存在した大審裁判所（tribunal de grande instance）及び小審裁判所（tribunal d'instance）が、2020年1月1日から統合されたものである。「司法系

商事裁判所が挙げられる。一般的な民事事件は司法裁判所の管轄に属するが、裁判上の倒産処理手続のうち、企業の倒産処理手続は、原則として商事裁判所の管轄に属し、司法裁判所の管轄に属するのは一部にとどまる⁵。そのため、本稿における説明は、主として商事裁判所における手続を対象とし、部分的に司法裁判所における手続を対象とすることになる。



* 括弧内の数字は、設置数を示す。

2. 手続法の主要な法源

手続法の主要な法源としては、民事手続全般に関するものとして民事訴訟法典 (code de procédure civile) (以下では、「民訴法」と略称する) がある。民訴法は、第 1 巻 (1 条から 749 条まで) で全ての種類の裁判所に適用がある通則規定を定めるほか、第 2 巻 (750 条から 1037-1 条まで) で、各裁判所に適用のある特則を設け、さらに、第 3 巻 (1038 条から 1441-4 条まで) で、事件類型に応じた特則を設けている。本稿との関係では、これらのうち、第 1 巻の通則規定のほか、司法裁判所の手続に関する諸規定 (第 2 巻第 1 編 (750 条から 852 条まで))、商事裁判所の手続に関する諸規定 (第 2 巻第 3 編 (853 条から 878-1 条まで)) が、主として参照されることとなる。

そのほか、倒産処理手続との関係では、商法典 (code de commerce) (以下では、「商法」と略称する) 第 6 巻 (企業の窮境) (法律部 L611-1 条から L696-1 条まで、規則部 R600-1 条から R695-4 条まで)、消費法典 (code de consommation) 第 7 巻 (過剰債務の処理) (法律部 L711-1 条から L771-12 条まで、規則部 R711-1 条から R771-6 条まで) に関連規定が置かれている。

「統の裁判所」との区別上やや紛らわしいが、以下で「司法裁判所」という場合には、第一審における普通法上の裁判所としての tribunal judiciaire を指す。

⁵ 詳細は、後述 参照。

3. 手続の種類等

フランスにおいても、訴訟事件 (*matière contentieuse*) と非訟事件 (*matière gracieuse*) の区別が存在し、民訴法にも非訟事件に関する特則が設けられているが (通則的なものとして、民訴法第 1 巻第 1 編第 2 章 (25 条から 29 条まで))、非訟事件の概念及び手続は、日本法とは大きく異なっている⁶。

具体的には、非訟事件の裁判は、争いが存しないにもかかわらず、事件の性質又は申立人の資格を理由として法律が当該請求を裁判官の監督に服せしめている場合になされるものとされ (民訴 25 条)、争いの不存在がその本質的な要素とされている。そのため、事件の種類ごとに訴訟事件か非訟事件かの区別は一応存在するものの、当初は非訟事件として開始された手続が、後に争いが顕在化することにより「訴訟化」 (*élévation du contentieux*) することがあり得るものとされるなど、両者の区別は流動的なものである。また、両者における手続の違いもそれほど絶対的なものではなく、日本法において、訴訟事件の場合には申立ては訴え、裁判は判決、手続は公開対審の口頭弁論であるのに対し、非訟事件においては口頭弁論を要せず、裁判形式は決定である、といった対比が可能であるのに対し、フランス法においては、非訟事件においても裁判の形式は判決 (*jugement*) 等であるし、非訟事件の手続は非公開であるが、訴訟事件でも非公開の場合があるなど、両者の違いは相対的なものととどまることに留意を要する。

倒産処理手続との関係では、裁判外の予防手続 (調停など) の関連で、非訟事件の規律に服するものとする規定もみられるものの (商法 R611-26 条 5 項など)、一般的に非訟事件とされているわけではなく、原則的に訴訟事件の手続に関する規定が適用されるものと考えられる。

・一般の民事事件における IT 化の概況

フランスの民事手続においては、各種文書の伝達、事件記録の管理、弁論におけるテレビ会議の使用等に関し、IT 化の進展が見られる⁷。以下では、これらの概況を確認する。

1. 各種文書の伝達

(1) 概要

訴訟に関する各種の文書のやり取りに関しては、全ての裁判所に適用される一般的な規定として、民訴法第 1 巻第 21 編の各規定 (748-1 条から 748-9 条まで) が置かれているほか、詳細については、司法大臣令に委任されている。また、これらのほか、司法裁判所における手続に関して

⁶ 詳細は、垣内秀介「フランスにおける非訟事件と非訟事件手続」4 頁以下 (2009) (<https://www.moj.go.jp/content/000012233.pdf> に掲載)、垣内秀介ほか『非訟事件についての国際裁判管轄等に関する外国法制等の調査研究業務 報告書』71 頁以下 (商事法務研究会、2014) (<https://www.moj.go.jp/content/000119005.pdf> に掲載) を参照。

⁷ 立法の経緯等については、垣内秀介「第 3 部 フランス法」同ほか『主要先進国における民事裁判手続等の IT 化に関する調査研究業務報告書』47 頁以下 (商事法務研究会、2020) 参照 (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00094.html)。

は、民訴法第2巻第1編第5小編第1章に規定(850条)がある。なお、民訴法には、この点に関し、商事裁判所の手続にかかる特則は置かれていない。

(2) 当事者から裁判所に対する申立て、提出等

(a) 民訴法 748-1 条による電子的伝達

裁判所に対する訴訟行為(訴訟文書)、書証等の文書の提出は、電子的方法であることができる(民訴 748-1 条)。このためには、司法大臣令で定める条件に従い、当事者の同一性確認の信頼性、伝達される文書の完全性、情報交換の安全性及び秘密性、実施された伝達の保存を保障し、かつ、発信の日及び名宛人が閲覧可能となり、若しくは受領した日を、確実な方法で証明できる技術的手段が用いられなければならない(民訴 748-6 条 1 項)。こうした条件を満たすシステムとして、裁判所側では WinCi TGI、弁護士側では e-barreau があり、裁判官は前者に、弁護士は後者にアクセスすることによって、文書のやり取りを行う。したがって、逆に、弁護士でない当事者本人がこの方法によって文書の提出等を行うことはできないことになる。結果として、民訴法 748-1 条の適用による電子的伝達が行われるのは、弁護士代理がある事件に限られることになる⁸。

紙媒体で作成された書面が原本である場合、裁判官は、電子的な伝達に加え、原本の提出を命じることにもできる(民訴 748-4 条)。また、行為者にとって外的な事由(cause étrangère)により、期間の最終日に電子的伝達によって行為をすることができない場合には、期間は、次の開業日まで延長される(民訴 748-7 条)。

(b) 裁判利用者ポータルを利用した申請等

裁判利用者ポータル(Portail du justiciable)は、司法省が運営するサービスで、元来当事者に対する文書の伝達機能を担うものとされていたものであるが、2020年2月18日の2つの司法大臣令⁹により、2019年5月6日の司法大臣令1条及び2019年5月28日の司法大臣令1条が改正され、「裁判利用者に申請(requête)を裁判所に提出することを可能にし」(5月6日司法大臣令1条3項)、あるいは、「裁判所に対する申請及び書証の伝達」を可能にする(5月28日司法大臣令1条2項)ものとされるに至った¹⁰。その結果、民訴法 748-1 条の外側において、裁判利用者ポータルを通じた申請等が可能となった。したがって、申請の方式で開始することができる手続については、オンラインで開始申立てができることとなる。裁判利用者ポータルは、登録をす

⁸ したがって、弁護士代理強制がある手続においては、民訴法 748-1 条による電子的伝達が可能である。

⁹ 「裁判利用者ポータル」を通じた通知、呼出し又は受領書の電子的方法による伝達の技術的使用に関する 2019 年 5 月 6 日の司法大臣令を改正する 2020 年 2 月 18 日の司法大臣令及び「裁判利用者ポータル」(自己の裁判事件の進行状況のオンライン追跡)と称される個人的情報の自動的処理の実施の権限を付与する 2019 年 5 月 28 日の司法大臣令を改正する 2020 年 2 月 18 日の司法大臣令。

¹⁰ なお、その後、2019 年 5 月 28 日の司法大臣令は、「裁判利用者ポータル」と称される個人的情報の自動的処理の実施の権限を付与する 2021 年 10 月 21 日の司法大臣令によって廃止されているが、後者の司法大臣令 1 条には、従来とほぼ同様の規定が含まれている。

れば一般市民が利用可能であるため、これにより、電子的伝達の利用可能性は大きく増大したことになる¹¹。

(c) 司法裁判所及び商事裁判所における手続開始の申立ての場合

(i) 司法裁判所の場合

従来の大審裁判所及び小審裁判所は、2019年3月23日の法律及び2019年12月11日のデクレにより司法裁判所に統合されたが、大審裁判所における弁護士強制及び小審裁判所における本人訴訟の許容という規律は、司法裁判所における弁護士強制事件及び本人訴訟許容事件との区別という形で、実質的にはほぼ維持されている(民訴760条、761条参照)。具体的には、訴額が10000ユーロを超えない請求等について、原則として、本人訴訟が許容され(民訴761条1項3号)¹²、それ以外の請求については、弁護士強制が妥当することとなる。

また、このことにも対応して、訴え提起の方法についても、一般的に認められる呼出し(assignation)、及び当事者双方の共同申請のほか(民訴750条1項・3項)、通常口頭手続(procédure orale ordinaire)における訴額5000ユーロを超えない請求等については、例外的に申請による訴え提起が可能とされる(同条2項、818条2項も同旨)。そして、は例外的な方式であり、多くの場合には、の呼出し又はの申請によることとなる。

以上の結果、訴額が10000ユーロを超える事件については、弁護士強制であり、呼出しによる訴え提起が妥当する、訴額が5000ユーロを超えない事件については、本人訴訟が許容され、かつ、申請による訴え提起が認められる、訴額が5000ユーロを超え、10000ユーロを超えない事件については、本人訴訟が許容されるが、申請による訴え提起は認められない、ということになる。

これらを電子的方法による伝達の利用という観点からみると、まず、上記の場合、代理人弁護士が呼出しの方式により訴えを提起することとなる。呼出しは、原告が執行吏を介してその相手方を裁判官の下に出頭するよう呼び出す行為(文書)である(民訴55条)。そのため、原告としては、まず、この呼出状の執行吏送達を執行吏に依頼し、これが実施された後に、そのことを証する呼出状の写しを裁判所書記課に提出し、これにより、事件が裁判所に係属することになる(民訴754条1項)。呼出状の執行吏送達に関しては、理論上は、電子的な執行吏送達を利用する余地があるはずであるが¹³、実際には呼出状送達の段階では被告側弁護士代理人は選任されていないのが通常であることなどから¹⁴、物理的な送達によるのが一般的なようである。

¹¹ 2022年3月現在、いくつかの申請による手続の申立てが可能となっている(<https://www.justice.fr/>)。

¹² 他に本人訴訟が認められる場合として、選挙関係訴訟などが挙げられる。民訴法761条1項2号、司法組織法典R.211-3-13条など参照。

¹³ 電子的執行吏送達については、電子的方法による執行吏送達及び海外送達に関する2012年3月15日のデクレ第366号によって整備されたものである。詳細は、垣内・前掲(注7)49頁参照。

¹⁴ 弁護士代理強制事件における被告側弁護士代理人の選任は、原則として、呼出状の送達から15日の期間内にすべきものとされる。民訴法763条参照。

次に、上記 の場合、事件は、いずれかの当事者が申請を書記課に提出することにより、裁判所に係属することになるが（民訴 756 条 1 項前段）、この申請は、司法大臣令の定める条件に従い、電子的方法によって提出することができる（同項後段）。この場合、弁護士代理強制の対象とはならないので、e-barreau によるのではなく、裁判利用者ポータルを通じた申請によることになろう。

これに対して、上記 の場合、本人訴訟が許容されるが、訴え提起に際しては呼出しの方式が要求される。本人がこの方式による場合、e-barreau へのアクセスがなく、民訴法 748-1 条による電子的提出はできない。また、弁護士代理強制がない事件の場合、手続形態は通常書面手続（民訴 775 条）ではなく、口頭手続（民訴 817 条）となるため、電子的伝達の利用義務の対象とはならない（民訴 850 条 項参照）。したがって、この場合には、呼出状の執行吏送達から写しの裁判所への提出までの全ての過程が、従来通りの紙媒体によることとなる。

(ii) 商事裁判所の場合

商事裁判所においては、一般的には、訴えは呼出し又は共同申請によるものとされている（民訴 854 条）。呼出しによる場合の規律は、(i) で述べた司法裁判所の場合と基本的に同様である。

なお、商事裁判所に関しては、司法裁判所とは独自のオンラインプラットフォームの整備が進められており、2016 年 2 月 9 日の司法大臣令¹⁵に基づき、2019 年 4 月 10 日に、全国の商事裁判所に対するオンラインでの申立てや自己の事件の記録へのアクセスを可能とするプラットフォームとして、「デジタル裁判所（tribunal digital）」が開設されている¹⁶。このプラットフォームの利用に関しては、商業登記に登録された事業者に「Monidenum」と呼ばれる ID が付与され¹⁷、これを用いて裁判所への申立てや自己の係属中の事件の記録の閲覧をオンラインで行うことができるものとされている。

(3) 当事者に対する通知、送達等

当事者に対する通知、送達等に関しても、基本的には上記(2)に準じた規律が設けられている。

すなわち、まず、全ての裁判所の手続に適用される通則として、通知、送達等を電子的方法ですることができること（民訴 748-1 条）、電子的方法による伝達には名宛人の明示的な同意を要するが（民訴 748-2 条 1 項）、弁護士等が対応する電子的伝達ネットワークに加入しているとき

¹⁵ 民事訴訟法第 1 巻第 21 編の規定の商事裁判所書記に対する適用に関する 2016 年 2 月 9 日の司法大臣令。

¹⁶ <https://www.tribunaldigital.fr/> からアクセス可能である。紹介として、<https://www.infogreffe.fr/informations-et-dossiers-entreprises/actualites/ouverture-tribunal-digital.html> など参照。

¹⁷ Monidendum は、商事裁判所書記全国評議会（Conseil national des greffiers des Tribunaux de commerce）及び Infogreffe によって提供されるサービスである。Infogreffe は、商事裁判所書記によって構成される団体（「経済利益団体（Groupement d'intérêt Economique (GIE)）」の形式をとる）であり、事業者のオンラインでの司法アクセスを支援するプラットフォームを提供している（<https://www.infogreffe.fr/>）。

は、同意が擬制されること（同条 2 項）、電子的送付がされたときは、名宛人の電子メールアドレスにその旨を通知し（民訴 748-3 条 2 項）、名宛人が開封したときは、電子的に受領通知がされること（同条 1 項）が定められている。

また、当事者に対する執行吏送達については、名宛人の同意があれば、電子的方法によることができ（民訴 653 条）、その場合、その日時は、名宛人に対して発信した日時とすること（民訴 664-1 条 2 項）などが定められている。

さらに、当事者に対する通知等に特有の規律として、裁判所書記課が当事者に宛ててする通知等で、任意の方法で（par tout moyen）することができるものとされているものについては、当事者の事前同意を要件として、裁判利用者ポータルを通じて電子的にすることができ（民訴 748-8 条 1 項）、そうした伝達がされた場合には、その都度当事者の申告した電子メールアドレスに通知がされること（同条 3 項）などが定められている。

なお、司法裁判所の手続において、弁護士が付いている場合には、通知等は、発信者にとって外的な事由により不可能な場合を除き、弁護士に対して電子的方法で交付される（民訴 850 条 項）。その意味で、通知等の受領についても、弁護士に関しては、電子的方法による義務が課されているものといえる。

商事裁判所の場合には、民訴法には、上記の通則に対する特則は設けられていない。なお、商事裁判所においては、伝統的に弁護士強制とはされていなかったが、近時の改正¹⁸により、原則として弁護士強制が妥当することとなった（民訴 853 条 1 項）。弁護士強制事件において、弁護士が選任されているときは、上記の通則により、通知等を電子的方法ですることができることとなる。

2. 事件記録の管理・閲覧等

(1) 事件記録の作成

事件記録については、民訴法の通則において、電子文書で作成することができるものとされる（民訴 729-1 条）。また、判決書原本についても、電子署名を付した電子文書で作成することができる（民訴 456 条）。こうした電子的記録等は、司法裁判所の場合には、「WinCi TGI」と呼ばれるシステムによって管理される¹⁹。また、商事裁判所においては、商事裁判所書記用のプラットフォームとして「SECURIGREFFE」が導入されている²⁰。

(2) 判決等の裁判の電子的公開

判決を含む裁判については、原則として電子的に一般公開するものとされるが（司法組織法典 L111-13 条 1 項）、その際、裁判に記載された自然人の氏名は、当事者であるか第三者であるかを問わず、匿名化処理すべきものとされる（同条 2 項）。また、裁判官や書記官の識別情報につい

¹⁸ 民事訴訟を改革する 2019 年 12 月 11 日のデクレ第 1333 号による。

¹⁹ 電子的方法による伝達に関する規定の大審裁判所手続における先行実施を定める 2008 年 9 月 25 日の司法大臣令によって導入されたものである。経緯につき、垣内・前掲（注 7）49 頁参照。

²⁰ 2016 年 2 月 9 日の司法大臣令（前掲（注 15））による。

ても、開示がこれらの者及びその近親者の安全や私生活の尊重を害するおそれがあるときは、匿名化処理するものとされる（同項）²¹。

これらの規律は、裁判の言渡しが公開で行われるという原則（執行裁判官の創設及び民事訴訟の改革に関する1972年7月5日の法律第626号11-2条1項、民訴451条）を前提としたものであり、非訟事件など、裁判が公開での言渡しの対象とならない例外的な場合（前掲1972年法11-2条2項、民訴451条参照）²²については、適用がない（司法組織法典R111-11条1項参照）。

裁判の電子的な公開については、今後順次実施される予定であり、破産院の裁判については、2021年9月30日から実施されているが、司法裁判所及び商事裁判所のした裁判への適用が開始されるのは、それぞれ、2025年9月30日から及び2024年12月31日からとされている²³。

（3）裁判以外の事件記録の取扱い

裁判以外の事件記録については、日本などとは異なり、一般的に第三者が閲覧することができるものとする規定は設けられていない。

訴訟事件の場合、一般には、裁判以外の事件記録は非公開であるといわれ、当事者のみはその写しを取得することができる²⁴。なお、当事者としては、前述の裁判利用者ポータル²⁵や電子裁判所のサービスを利用して、自己の事件の記録にオンラインでアクセスすることができる。

これに対して、非訟事件においては、正当な利益を有する第三者は、裁判官の許可を得て、事件記録を閲覧し、その写しの交付を受けすることができる旨の明文規定が設けられている（民訴29条）。これは、非訟事件の場合、利害関係を有する第三者は潜在的には当事者となり得る地位を

²¹ 裁判の電子的効果に関する細目は、司法組織法典R.111-10条からR.111-13条までに規定がある。

²² なお、1972年法は、後述する2019年法によって改正され、従前から公開言渡しの対象から除外されていた非訟事件及びデクレで定める人の身分及び能力に関する事件のほか、デクレで定める私生活に関わる事件（1972年法11-1条2項3号）、営業秘密が問題となる事件（同項4号）が、公開言渡しの対象から新たに除外されているが、前者の詳細を定めるデクレは、現時点では未だ制定されていないようである。

²³ 司法裁判所及び行政裁判所の裁判の公衆による閲覧に関する2020年6月29日のデクレ第9条の適用のための2021年4月28日の司法大臣令2条参照。

²⁴ Jean BAILLY, Délivrance de copies d'actes et de registres, in : *JurisClasseur Procédure civile*, Fasc. 1300-35 (dernière mise à jour le 4 Mai 2016), n° 51 参照。厳密には、当事者の承継人も写しの交付を請求できるようである。民訴法1435条参照。

²⁵ 「裁判利用者ポータル」を通じた通知、呼出し又は受領書の電子的方法による伝達の技術的使用に関する2019年5月6日の司法大臣令を改正する2020年2月18日の司法大臣令6条は、当事者が自らの事件の記録に電子的にアクセスするための要件等について規定していた。同司法大臣令を廃止した2021年10月21日の司法大臣令（前掲（注9））5条も参照。

有していること²⁶を考慮したもののようである²⁷。逆に、訴訟事件については、第三者による事件記録の閲覧を認める明文規定は見当たらない。したがって、当事者による事件記録の閲覧は当然に認められるものの、第三者による事件記録の閲覧は想定されていないようである²⁸。

3. 弁論におけるテレビ会議の使用

当事者全員の同意がある場合には、裁判長は、申立てにより又は職権で、複数の法廷をビデオ会議システム (*télécommunication audiovisuelle*) で接続する方法により弁論を実施する旨を、決定することができる (司法組織法典 L111-12 条 1 項)²⁹。当該弁論につき公開原則が妥当する場合には、接続された全ての法廷を公開する必要がある (同条 3 項)。また、録音・録画については、文化遺産法典 L221-1 条³⁰が定める例外を除き、禁止される (同条 4 項)。なお、この例外に該当するものとして録画等が認められた場合、手続が裁判確定によって終了した後は、歴史的又は科学的目的での伝達が認められるものとされている (文化遺産法典 L222-1 条 1 項)³¹。

・フランスにおける倒産処理手続の概観

フランスの倒産法制の基本的な特色として、事業者 (企業) の倒産処理手続と、事業者ではない自然人 (消費者) の倒産処理手続とが区別され、根拠法令としても、企業の倒産手続については商法典、消費者の倒産手続については消費法典という形で、それぞれに独自の規律が設けられている点が挙げられる³²。

²⁶ 第三者が当事者となることによる非訟事件の「訴訟化」の可能性につき、前述 ・ 3 参照。

²⁷ 例えば、Yves STRICKLER, *Matière et procédure gracieuses*, in : *JurisClasseur Procédure civile*, Fasc. 500-45 (dernière mise à jour le 2 Janvier 2020), n° 108 参照。

²⁸ もっとも、申立て等の手続行為文書及び証人尋問調書等の調書については、終局判決後は公的性格を認められ、民訴法 1440 条により、第三者も交付を求めることができる、との指摘もみられる (BAILLY, *précit.* (note 24), n° 50)。

²⁹ 法の簡易化に関する 2007 年 12 月 20 日の法律第 1787 号による改正で創設された規律である。なお、この法律は、1975 年制定の現行民事訴訟法典を従来の「新民事訴訟法典」から「民事訴訟法典」に改称した法律でもある。

³⁰ 同条は、行政系統又は司法系統の裁判所における公開期日は、司法の歴史的記録の作成のため利益が認められる場合には、録音又は録画が認められる旨を定める。

³¹ Cécile CHAINAIS et al., *Procédure civile : Droit interne et européen du procès civil*, 35^e éd., n° 798, pp. 584-585 は、民主的な透明性の要請を考慮すると、法廷の電子的な配信に対する厳しい制限はもはや時代に合っていない、として、その拡大の方向を示唆する。

³² フランスの倒産法制を紹介する比較的近時の文献として、経済産業省経済産業政策局産業再生課編『各国の事業再生関連手続について 米英仏独の比較分析』19 頁以下 (金融財政事情研究会、2011)、西澤宗英「フランス倒産処理制度の概観」竹下守夫監修『破産法比較条文の研究』25 頁以下 (信山社、2014)、山本和彦「私的整理と多数決」同『ADR 法制の現代的課題』307 頁以下 (有斐閣、2018、初出 2014)、同「フランス倒産法制の近時の展開 迅速金融再生手続

1. 企業の倒産手続

(1) 概要

企業の倒産手続については、商法第6巻に規定が置かれており、倒産予防のための手続（商法第6巻第1編）と狭義の裁判上の倒産処理手続（商法第6巻第2編以下）とに大別される。

(2) 倒産予防のための手続

前者の倒産予防（*prévention des difficultés des entreprises*）のための手続（商法 L611-1 条以下）には、裁判所が選任する特別受任者（*mandataire ad hoc*）が援助する和解的处理や、同じく裁判所が選任する調停人（*conciliateur*）の下での調停といった合意的処理の手続が含まれる。一般に、これらの手続は、調停人の選任など、一定の裁判所の関与はあるものの、合意を基礎とする非裁判的な手続として整理されている³³。

(3) 狭義の裁判上の倒産処理手続

これに対して、狭義の裁判上の倒産処理手続としては、再建型の手続として、企業救済手続（*sauvegarde*）（商法 L620-1 条以下）、裁判上の更生手続（*redressement judiciaire*）（商法 L631-1 条以下）、また、清算型の手続として、裁判上の清算手続（*liquidation judiciaire*）（商法 L640-1 条以下）が存在する。

(a) 企業救済手続

の企業救済手続（*sauvegarde*）は、「保全」手続、「再生」手続などとも訳されるが³⁴、支払停止の状態³⁵には至らないものの窮状にある債務者の申立てによって開始される手続である（商

（*sauvegarde financière accélérée*）を中心に」河野正憲先生古稀祝賀『民事手続法の比較法的・歴史的研究』501頁以下（慈学社、2014）、杉本和士「企業倒産法制の改革 企業の経営難予防及び倒産手続の改正に関する2014年3月12日のオルドナンス第326号及びその適用に関する2014年6月30日のデクレ第736号」日仏法学28号225頁以下（2015）、マリー＝エレヌ モンセリエ＝ボン（荻野奈緒＝齋藤由起共訳）「フランス倒産法概説（1）～（3・完）」阪大法学65巻4号1119頁、5号1283頁、6号1449頁（2015～2016）、張子弦「フランスの企業倒産手続における経営者責任（1）」北大法学論集67巻5号127頁（2017）、稲垣美穂子「フランス倒産法における透明性とその発現」北海学園大学法学研究56巻4号1頁（2021）などがある。

³³ 例えば、Corinne SAINT-ALARY-HOUIN et al., *Droit des entreprises en difficulté*, 12^e éd., 2020, n° 130, p. 80 参照。

³⁴ 「保全」とするのは、経済産業省経済産業政策局産業再生課編・前掲（注32）19頁、「再生」とするのは、山本「フランス倒産法制の近時の展開」前掲（注32）519頁。「救済」との訳は、西澤・前掲（注32）31頁等。

³⁵ 支払停止（*cessation des paiements*）とは、処分可能な資産によって履行期の到来した負債を満足させることが不可能な状態を意味し（商法 L631-1 条1項）、日本法における支払不能に対応する。

法 L620-1 条)。2005 年に創設されたものであり³⁶、再建型の手続である点では の更生手続と共通し、手続機関や手続の進行も更生手続と共通する部分が多いが、支払停止前の債務者を対象とすること、債務者が財産の管理処分権を維持し(商法 L622-3 条 1 項)、経営権を維持する(商法 L622-1 条 I 項)点などにおいて、特色がある。

管轄裁判所は、債務者が商人又は手工業者である場合には、商事裁判所、その他の場合には、司法裁判所とされている(商法 L621-2 条 1 項)。開始申立て(demande d'ouverture)は、債務者により、管轄裁判所書記課に提出される(商法 R621-1 条 1 項)。

手続が開始される場合、開始判決(jugement d'ouverture)により、主任裁判官³⁷(juge-commissaire)と 2 名の裁判所選任受任者(mandataire de justice)が選任される(商法 L621-4 条 1 項・3 項)。後者の裁判所選任受任者とは、具体的には、裁判上の受任者(mandataire judiciaire)と裁判上の管理人(administrateur judiciaire)を指す。

主任裁判官は、手続の迅速な進行及び各種利益の保護の配慮を職務とし(商法 L621-9 条 1 項)、手続上の各種の裁判など、広範な権限を有する。

裁判上の受任者は、手続において債権者の利益を代弁する役割を有し(商法 L622-20 条 1 項)、専門職として確立されており、専門職としての裁判上の受任者の一般的な任務については、「裁判所の裁判により選任され、第 6 巻第 2 編に定めるところにより債権者を代理し、企業の清算を行うこと」とされている(商法 L812-1 条 1 項)。救済手続の場合、届出債権を調査し、債権者表を作成して主任裁判官に提出するなどの活動を担う³⁸。また、手続が清算手続に移行する場合には、清算人となることが予定されている(商法 L641-1 条 III 項)。

裁判上の管理人は、債務者による企業経営を監督し、又は補助することを任務とする(商法 L622-1 条 II 項)。裁判上の受任者と並ぶ専門職であり、専門職としての任務は、「裁判所の裁判により選任され、他人の財産を管理し、又は当該財産の管理を補助若しくは監督すること」とされている(商法 L811-1 条 1 項)。救済手続の場合、企業の経営や救済計画の作成の支援を行うほか、継続中の契約の履行請求なども、裁判上の管理人の権限とされる(商法 L622-13 条 II 項)³⁹。

救済手続においては、債権届出と並行して救済計画案が作成され、計画案は、計画案によって影響を受ける債権者の組において投票に付される(商法 L626-30-2 条 2 項・4 項)。計画が可決されれば、計画に従って届出債権者への弁済が行われることとなる。

なお、企業救済手続の特別手続として、2010 年に、金融債務迅速救済手続(sauvegarde financière accélérée)が創設されたが⁴⁰、2014 年には、この手続を一般化する形で迅速救済手続(sauvegarde

³⁶ 山本「フランス倒産法制の近時の展開」前掲(注 32) 519 頁以下に経緯等の紹介がある。

³⁷ 「倒産裁判官」などと訳されることもある。山本和彦『フランスの司法』101 頁(有斐閣、1995) 参照。

³⁸ 職務の内容につき、SAINT-ALARY-HOUIN et al., *précit.* (note 33), n° 521, p. 328 参照。

³⁹ 職務の内容につき、SAINT-ALARY-HOUIN et al., *précit.* (note 33), n° 523, p. 329 参照。

⁴⁰ 銀行及び金融の規制に関する 2010 年 10 月 22 日の法律第 1249 号による。紹介として、山本「私的整理と多数決」前掲(注 32) 308 頁、同「フランス倒産法制の近時の展開」前掲(注 32) 503 頁などがある。

accélérée) が導入されるとともに (商法 L628-1 条以下)⁴¹、金融債務迅速救済手続は、その特則として位置づけられるに至った⁴²。その後、2021 年に、同手続は一般的な迅速救済手続に統合されている⁴³。

(b) 裁判上の更生手続

の裁判上の更生手続 (redressement judiciaire) は、支払停止 (cessation des paiements) の状態⁴⁴にある債務者 (商人等) を対象とする再建型の倒産処理手続である (商法 L631-1 条 1 項)。その規律は、前述の企業救済手続と共通する部分が多いが、支払停止を要件とすること、債権者申立てが認められること、また、裁判所の判断により、裁判上の管理人が債務者に代わって経営を行うものとするところができる (商法 L631-12 条 1 項・2 項) など、裁判上の管理人の権限や債務者の経営権・財産管理処分権への制約が、より強力なものとされている点に特色がある。

管轄裁判所は、企業救済手続と同様、債務者が商人又は手工業者である場合には、商事裁判所、その他の場合には、司法裁判所である (商法 L631-7 条 1 項による L621-2 条 1 項の準用)。

手続の開始は、債務者の申立て (demande) (商法 L631-4 条) のほか、調停 (conciliation) の手続が係属していない場合には、検察官の申請 (requête) (商法 L631-5 条 1 項)、債権者による呼出し (assignation) (商法 L631-5 条 2 項) による⁴⁵。

開始判決により、主任裁判官、裁判上の受任者及び裁判上の管理人が選任される点も、救済手続と同様である (主任裁判官につき、商法 L631-9 条 1 項による L621-4 条 1 項の準用。裁判上の受任者及び裁判上の管理人につき商法 L631-9 条 1 項による L621-4 条 3 項の準用)。

債権の届出や計画案の投票に関する規律も、救済手続とほぼ同様である (債権届出につき商法 L631-14 条 1 項による L622-24 条 1 項の準用及び R631-27 条による R622-24 条の準用、投票につき商法第 6 巻第 2 編の規定 (L626-30-2 条など) の L631-19 条 1 項による準用及び R626-58 条などの R631-37 条による準用)。

⁴¹ 企業の窮境の予防及び集団的手続の改革に関する 2014 年 3 月 12 日のオールドナンス第 326 号による。同オールドナンスの紹介として、杉本・前掲 (注 32) 225 頁がある。

⁴² 山本「私的整理と多数決」前掲 (注 32) 329 頁、同「フランス倒産法制の近時の展開」前掲 (注 32) 543 頁参照。

⁴³ 商法第 6 巻の改正に関する 2021 年 9 月 15 日のオールドナンス第 1193 号による商法 L628-9 条及び L628-10 条の削除。同オールドナンスは、2019 年 6 月 20 日の EU 指令第 1023 号への対応などを目的としたものである。同オールドナンスに関する共和国大統領宛司法大臣報告書 (JO n° 0216 du 16 septembre 2021) 参照。

⁴⁴ 支払停止の概念については、前掲 (注 35) 参照。

⁴⁵ 債務者申立ての際の添付書類については、商法 R631-1 条に、債権者申立ての際の添付書類については、商法 R631-2 条に定めがある。

(c) 裁判上の清算手続

の裁判上の清算手続 (liquidation judiciaire) は、支払停止の状態にあり、かつ、更生が不可能であることが明らかな債務者 (商人等) を対象とする清算型の倒産処理手続である (商法 L640-1 条 1 項)。

管轄裁判所は、企業救済手続及び裁判上の更生手続と同様、債務者が商人又は手工業者である場合には、商事裁判所、その他の場合には、司法裁判所である (商法 L641-1 条 1 項による L621-2 条 1 項の準用)。

手続の開始は、債務者の申立て (demande) (商法 L640-4 条) のほか、調停 (conciliation) の手続が係属していない場合には、検察官の申請 (requête) (商法 L640-5 条 1 項)、債権者による呼出し (assignation) (商法 L640-5 条 2 項) による。

手続の機関としては、開始判決により、主任裁判官のほか、清算人 (liquidateur) が選任される (商法 L641-1 条 II 項)。清算人は、原則として、裁判上の受任者から選任され (商法 L641-1 条 II 項)、救済手続又は更生手続の観察期間中に裁判上の清算が宣告された場合には、原則として当該手続における裁判上の受任者が清算人に選任される (商法 L641-1 条 III 項)。

債権の届出は、救済手続、更生手続と同様の方法により、清算人に対して行われる (商法 L641-3 条 4 項及び同項による L622-24 条の準用)。

2. 消費者の倒産手続

多重債務を負担した消費者を対象とする手続については、消費法典第 7 巻に規定があり、基本的には、個人過剰債務処理委員会 (commission de surendettement des particuliers) と呼ばれる行政委員会が管轄する手続である。

もっとも、債務の免責以外に債務者の経済生活の再建が困難であり、かつ、債務者に換価の対象となり得る財産がある場合であって、債務者の同意がある場合には、個人過剰債務処理委員会の申立てにより、裁判上の清算を伴う個人再生手続 (rétablissement personnel avec liquidation judiciaire) が開始されることがある (消費法典 L742-1 条 1 項)。この清算手続は、司法裁判所に所属する保護訴訟裁判官 (juge des contentieux de la protection)⁴⁶が管轄する。

. 倒産手続における IT 利用の状況

以上を踏まえ、以下では、フランスの倒産処理手続における IT 利用の状況について述べる。・
2 で見たように、フランスの倒産法制は企業倒産法制と消費者倒産法制とに分かれているが、消費者倒産手続は基本的に行政的な性質のものが中心であるため、以下では、企業倒産の手続について述べる。また、・1 で見たように、企業倒産の手続のうち、商法典における規定上は、企業

⁴⁶ 保護訴訟裁判官は、2019 年の組織法律 (Loi organique n° 2019-221 du 23 mars 2019 relative au renforcement de l'organisation des juridictions) によって創設されたものであり、従来の大審裁判所と小審裁判所の「司法裁判所」への統合に伴い、従来の小審裁判所裁判官が任命されたものである。その職務は、従来の小審裁判所裁判官と重なる部分が多い。この点については、垣内・前掲 (注 1) 57 頁注 79 も参照。

救済手続 (sauvegarde) が基本的な手続とされ、他の手続については、救済手続に関する規定を準用する形で規律が定められている点が多い。そのため、以下では、基本的に企業救済手続における取扱いに焦点を当てることとし、他の手続に関しては、必要に応じて補充的にふれるにとどめる。

なお、商法 R662-1 条によれば、商法法律部第 6 巻に定める事項、すなわち企業倒産の手続については、商法に別段の定めがない限り、民訴法の規定が適用される (同条 1 号)。したがって、IT 利用に関する規律についても、商法典の規定のほか、民訴法の規定、具体的には、全ての種類の裁判所に適用がある同法第 1 巻の規定 (1 条から 749 条まで) のほか、各裁判所の手続に関する特則を参照する必要がある。・1 で見たように、企業倒産手続の管轄裁判所は、商事裁判所又は司法裁判所であるから、これらに関する民訴法の規定 (司法裁判所につき第 2 巻第 1 編 (750 条から 852 条まで)、商事裁判所につき第 2 巻第 3 編 (853 条から 878-1 条まで)) が関係することとなる。

以下では、開始申立て等、債権の届出、計画案に対する投票の方法、事件記録の取扱いに分けて、規律の概要を紹介する。

1. 開始申立て等

企業救済手続においては、債務者の申立て (demande)、裁判上の更生手続においては、これに加えて検察官の申請 (requête)、債権者による呼出し (assignation) によって手続が開始されるが、申立ての手続に関する規律を見る前提として、申立て等について弁護士代理強制の適用があるかどうか問題となる。

商事裁判所においては、従来弁護士強制とはされていなかったところ、近時の改正⁴⁷により、原則として弁護士強制が妥当することとなった (民訴 853 条 1 項)。もっとも、商法第 6 巻に定める倒産手続に関しては、弁護士強制の例外とされており、本人申立てが許される (民訴 853 条 3 項)。また、司法裁判所が管轄裁判所となる場合においても、倒産処理手続に関する限り、商事裁判所に関する規定が基本的に準用されるため (商法 R662-2 条 1 項による民訴 853 条以下の準用)、商事裁判所におけるのと同様に、弁護士強制の適用はない⁴⁸。したがって、いずれの手続においても、債務者本人が弁護士代理人によらずに申立てをすることが可能である。

債務者本人の申立ての場合、法文上「請求 (demande)」の用語が用いられているが、方式に特段の限定はなく、普通郵便で足りるものとされている⁴⁹。商事裁判所の場合、・1(2)(c)で述べたように、「デジタル裁判所」が導入されており、同プラットフォームを利用して、開始申立てをすることが可能とされている⁵⁰。また、主任裁判官に対する手続上の各種申立てについても、

⁴⁷ 民事訴訟を改革する 2019 年 12 月 11 日のデクレ第 1333 号による。

⁴⁸ もっとも、司法裁判所の場合、代理人の被選任資格は、弁護士に限定されている (商法 R662-2 条 2 項)。

⁴⁹ SAINT-ALARY-HOUIN et al., *précit.* (note 33), n° 472, p. 300.

⁵⁰ デジタル裁判所のウェブサイト (<https://www.tribunaldigital.fr/les-procedures/ouverture-de-procedure-collective/>) を参照。同所には、申立書の書式も掲載されている。

デジタル裁判所経由で行うことが可能である⁵¹。なお、デジタル裁判所の利用は義務とはされていないから、これによらない申立ても可能である。

債務者申立てを代理人によってすることの可否については議論がある⁵²。企業救済手続きに関しては、本人申立てしか許されないとする見解が有力であるが⁵³、上記デジタル裁判所に掲載の救済手続開始申立ての書式においては、特別授権を得た弁護士代理人による申立てが可能であることを前提として、代理人弁護士の氏名を記載する欄が設けられている。これに対して、裁判上の更生手続については、判例上、特別授権を得た弁護士代理人による申立てが認められている⁵⁴。商事裁判所の手続に関し、弁護士代理人にオンライン申立てを義務づける規定はみられないことから、代理人がつく場合であってもオンライン申立ては義務ではないようであるが、オンライン申立てをする際には、上記デジタル裁判所を利用することになる⁵⁵。

司法裁判所が管轄裁判所となる場合については、商事裁判所におけるデジタル裁判所に相当するサービスである前述の裁判利用者ポータルには、2022年3月現在、商法上の倒産手続の申立ての機能は備わっていないようであり、債務者本人がオンライン申立てをすることはできないようである。これに対し、弁護士代理人が申し立てる場合には、前述の e-barreau を利用した申立てが可能と考えられる。

また、債権者申立てが許される裁判上の更生手続及び清算手続の場合、前述のように、その手続としては、呼出し (assignment) によるものとされている。この場合、¹ で見たように、申立て債権者としては、まず呼出状の執行吏送達を執行吏に依頼し、その実施後に、呼出状の写しを裁判所書記課に提出することになる。商事裁判所の場合、呼出状の写しの裁判所への提出の段階については、上記のデジタル裁判所を利用することができる⁵⁶。司法裁判所の場合、現時点で同様の機能は提供されていないようであり、紙媒体での提出ということになる。もっとも、弁護士代理人が申し立てる場合には、債務者申立ての場合と同様に、前述の e-barreau を利用した申立てが可能と考えられる。

⁵¹ 例えば、監督員 (contrôleur) の選任申立てなど。デジタル裁判所のウェブサイト (<https://www.tribunaldigital.fr/les-procedures/requete-au-juge-commissaire/>) 参照。

⁵² Michel MENJUCQ et al. (sous la direction de), *Traité des procédures collectives*, 3^e éd., 2021, n° 493, p. 529 参照。

⁵³ SAINT-ALARY-HOUIN et al., *précit.* (note 33), n° 466, p. 299 参照。

⁵⁴ なお、弁護士による申立ての場合、特別授権を要するというのが破毀院判例であるが、審判手続の開始行為であるから当然に弁護士の訴訟代理権に含まれると解すべきだとする学説の批判がある。SAINT-ALARY-HOUIN et al., *précit.* (note 33), n° 1094, p. 725, note 56。

⁵⁵ デジタル裁判所のウェブサイトには、「デジタル裁判所は、全ての商事裁判所の利用者及びその代理人がオンラインで裁判手続を開始することを可能にする...」との説明が掲載されている (<https://www.tribunaldigital.fr/>)。

⁵⁶ デジタル裁判所のウェブサイト (<https://www.tribunaldigital.fr/les-procedures/remise-dune-copie-dassignation/>) 参照。

2. 債権の届出

債権届出 (déclaration de la créance) については、企業救済手続の場合、債権者は、開始判決が官報に掲載されてから 2 か月の期間内に (商法 R622-24 条 1 項)、裁判上の受任者に対して、債権の届出をしなければならないものとされる (商法 L622-24 条 1 項)。この届出については特に方式の限定はなく⁵⁷、2015 年 10 月 1 日からは、オンラインですることも可能とされている (商法 D814-58-3 条 1 号 b)⁵⁸。 見たように、裁判上の更生手続及び清算手続においても、同様の規律が妥当する。

3. 計画案に対する投票の方法

企業救済手続の場合、救済計画案については、計画案によって影響を受ける債権者の組において投票に付される (商法 L626-30-2 条 2 項・4 項)。

投票に先立ち、裁判上の管理人が、組み分けの方法等を記載した書面を計画案により影響を受ける債権者に執行吏送達しなければならないとされるが (商法 R626-58 条 I 項)、この送達は、原則として電子的方法によるものとされている (商法 R626-58 条 II 項)⁵⁹。

また、投票の方法は、裁判上の管理人が定めるものとされているが、電子的方法による投票によることも可能とされている (商法 R626-60 条 1 項)⁶⁰。

見たように、裁判上の更生手続においても、同様の規律が妥当する。

4. 事件記録の取扱い

・1(2)(c)で見たように、商事裁判所の場合、デジタル裁判所のサービスにより、自己の係属中の事件の記録の閲覧をオンラインで行うことができる。

また、司法裁判所の場合、前述の裁判利用者ポータルを利用することにより、記録のオンラインでの閲覧が可能となる場合があると考えられるが、倒産手続との関係で、どの範囲でそうした機能が提供されているかについては、詳細は不明である。

⁵⁷ 商事裁判所への呼出しに関する民訴法 855 条の適用はない、とするのが判例であることにつき、SAINT-ALARY-HOUIN et al., *précit.* (note 33), n° 788, p. 529 参照。

⁵⁸ 電子的ポータルの導入に関する 2015 年 8 月 18 日のデクレ第 1009 号によるものである。SAINT-ALARY-HOUIN et al., *précit.* (note 33), n° 788, p. 529 参照。

ただし、このために開設されていた裁判上の管理人・受任者全国評議会のポータル («Creditors Services») は、2022 年 3 月現在、利用できない状態となっているようである。この点について、裁判上の受任者の事務所など、関連のウェブサイトにおいて、同ポータルは 2021 年 8 月 31 日に閉鎖された旨の案内がされているものがあるが (例えば、 «Mandataires Judiciaires Associés» のウェブサイト : <https://www.mjassociés.eu/creanciers/>)、詳細は不明である。

⁵⁹ これらの規律は、商法典第 6 巻を改正する 2021 年 9 月 23 日のデクレ第 1218 号によって設けられたものである。

⁶⁰ 本条も、2021 年 9 月 23 日のデクレ第 1218 号によって改正されたものである。